

佐倉市次世代育成支援行動計画
(後期計画)

平成 22 年 3 月

佐 倉 市

はじめに

少子化が進行する中、核家族化や都市化の進展、女性の社会参加の増大などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、次代の社会の担い手である子どもたちが、いきいきのびのびと成長できる環境の整備を図るため、「佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。



本計画では、前期計画（平成16年度～平成21年度）における基本理念である「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」と「子どもが楽しくなるまち」「子育てが楽しいまち」「子どもと子育てにやさしいまち」の3つの基本方針を引き継ぎ、これらを実現するために、様々な課題に対する取組を定めています。

今後、これらの取組を積極的に進めてまいります。その実現には、家庭や地域をはじめ、様々な機関や団体が連携して進めていくことが非常に重要であると考えております。今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画を策定するにあたり、ニーズ調査をはじめ、これまで貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、ご尽力をいただきました「佐倉市子育て支援推進委員会」委員の方々に心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

佐倉市長 巖 和雄

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置付け	6
第3節 計画の対象	7
第4節 計画の期間	7
第5節 計画の策定方法	8
第6節 計画の推進方策	9

第2章 佐倉市の現況

第1節 人口・世帯等の動向	10
第2節 子育て支援サービスの現況	15
第3節 前期計画の達成状況	28

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念	29
第2節 計画の基本方針	30
第3節 計画の体系	31

第2部 各論

第1章 次世代育成支援施策

第1節 地域における子育ての支援	35
第2節 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	42
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	48
第4節 子育てを支援する生活環境の整備	53
第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進	57
第6節 子ども等の安全の確保	60
第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	63

第2章 目標事業量

第1節 将来人口の推計	67
第2節 推計ニーズ量と目標事業量	68

資料

1 佐倉市次世代育成支援行動計画策定の経過	73
2 佐倉市子育て支援推進委員会条例	74
3 佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則	76
4 佐倉市子育て支援推進委員会委員名簿	77
5 佐倉市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会設置要綱	78
6 次世代育成支援対策推進法	80

第1部 総論

第1章

計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示します。

※1.57ショック

平成元年の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指しています。

※前期計画

次世代育成支援対策推進法によると全国の市町村等では、次世代育成支援対策に関する行動計画として、平成17年度を初年度とする前期、後期各5年の計画を策定することが義務付けられています。

前期計画とはこの行動計画の前期5年を指し、本市はその先行策定市町村として平成16年度を初年度とした6年間の計画を策定しました。

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して少子化の進行が続いています。平成2年には、合計特殊出生率※が、ひのえうまの年である昭和41年を下回る、いわゆる「1.57ショック※」が起り、少子化が一般的に認識されるようになりました。

国では、少子化の流れを変えるため、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）を策定し、平成14年には少子化の加速に対する対策として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。

平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員300人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、また、平成16年12月には「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことにより、若者の自立や働き方の見直しなどを含めた幅広い分野での具体的目標値の設定が行われました。

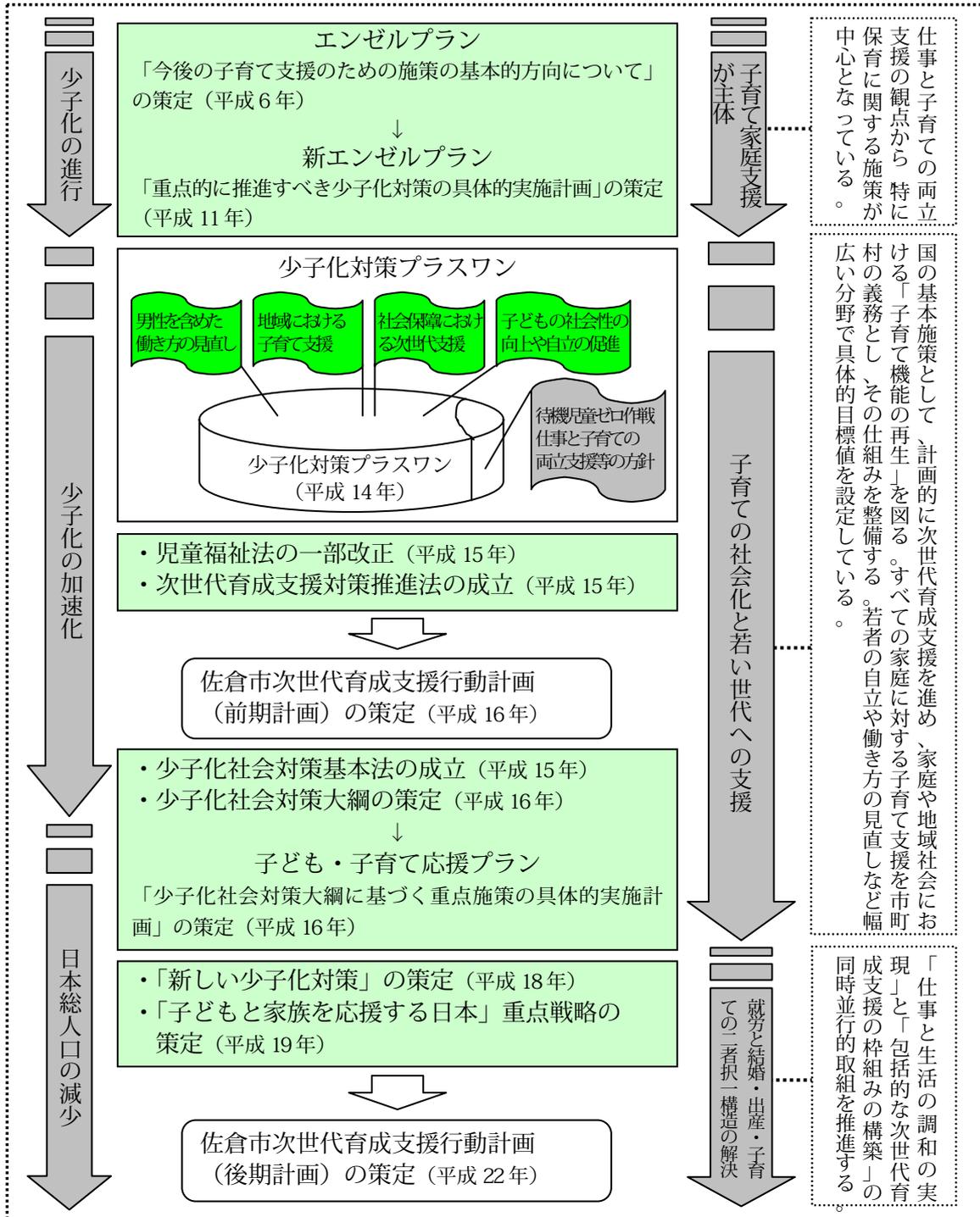
さらに、平成19年12月には就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決に向け、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。ここでは「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として同時並行的に取り組むことが必要不可欠だとする新たな対策の方向性が示されています。

このような中、本市においては平成16年3月、「佐倉市次世代育成支援行動計画」（前期計画※）を策定し、子育てに関わる福祉・保健・教育・労働・住宅・道路など、関係各部門が協力して社会全体で子育てを支援するまちづくりを進めてきました。

本計画は、「佐倉市次世代育成支援行動計画」の後期計画として、前期計画で定められた基本理念や事業目標等を基に、事業進捗状況とその成果を整理・検討するとともに、今後求められる課

題に対する取組を体系化し、次代を担う世代を健やかに育てるための本市の行動指針として策定するものです。

【国の少子化対策の流れと佐倉市次世代育成支援行動計画】



【策定の視点と盛り込むべき内容】

後期計画における策定の視点

●前期計画の視点（継続）

- 1 子どもの視点
子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する。特に子育ては、男女が協力して行うべきものとの視点に立つ。
- 2 次代の親づくりという視点
豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取組を進める。
- 3 サービス利用者の視点
多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を行う。
- 4 社会全体による支援の視点
様々な担い手の協働の下に対策を進めていく。
- 5 すべての子どもと家庭への支援の視点
「子育てと仕事の両立支援」と「広くすべての子どもと家庭への支援」という観点から推進する。
- 6 地域における社会資源の効果的な活用の視点
地域の社会資源を十分かつ効果的に活用し、子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。また、各種の公共施設の活用を図る。
- 7 サービスの質の視点
サービスの質を確保する。人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進める。
- 8 地域特性の視点
各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていく。

●新たな視点

- 1 仕事と生活の調和の実現
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会（ワーク・ライフ・バランス）を目指す。
- 2 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築
今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに対応するために、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築する。
- 3 利用者の視点に立った点検・評価とその反映
利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映させる PDCA サイクルを確立する。

計画に盛り込むべき内容

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6 子ども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

（資料：厚生労働省「行動計画策定指針」及び「後期行動計画策定の手引き」より作成）

第2節 計画の位置付け

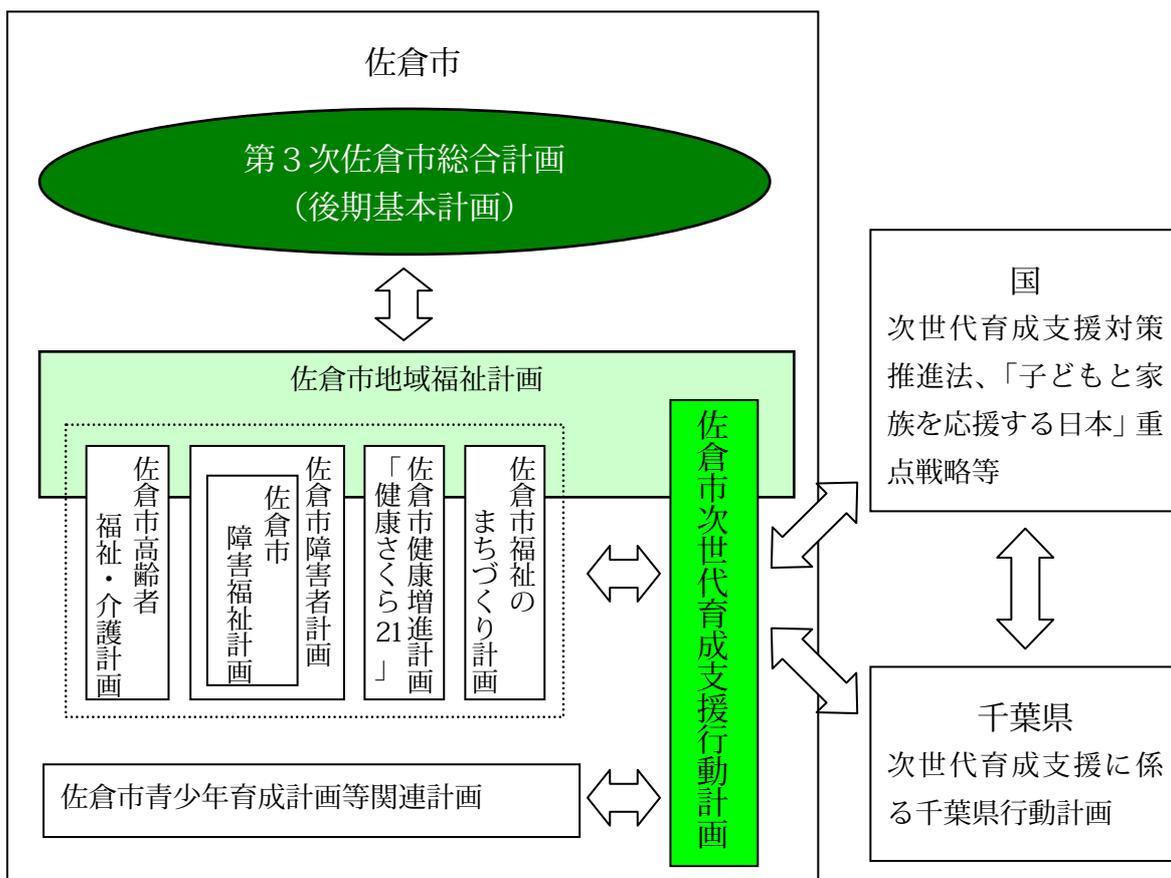
※総合計画

佐倉市の将来像と、それを
目指すための基本的な施策を
表したもので、まちづくりの
基礎を担う計画です。目指す
べき都市像を示す「基本構
想」、そのために必要な各施策
分野の方向性を示す「基本計
画」、各分野の施策を具体化し
た「実施計画」の3層で構成
され、基本構想については、
地方自治法で策定することが
定められており、議会の議決
が必要となっています。

本市では、「歴史 自然 文化のまち」を将来都市像とし、平成13年度から平成22年度を計画期間とする「第3次佐倉市総合計画※」を策定しています。本計画は、この総合計画を実現する具体的な方策のひとつとして位置付けられるものです。

また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」の第8条第1項に基づき、本市が今後取り組むべき次世代育成支援についての方向性を定めたものであり、その推進にあたっては、「佐倉市障害者計画」や佐倉市母子保健計画を含む佐倉市健康増進計画「健康さくら21」など各種関連計画との整合を図りつつ進めていくものとします。

【関連計画等との関係図】



第3節 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人、及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね18歳未満とします。

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。ただし、本市における最上位の計画である第3次佐倉市総合計画が平成22年度をもって最終年度を迎えることから、新たに策定される総合計画との整合を図ることが重要であり、また、社会・経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

【本計画及び関連計画の期間】

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
佐倉市 次世代育成支援行動計画	前期計画						
		見直し	本計画(後期計画)				
佐倉市総合計画	第3次計画(後期基本計画)			第4次計画			
佐倉市地域福祉計画	第2次計画			第2次計画			
佐倉市福祉のまちづくり計画							
佐倉市 健康増進計画「健康さくら21」							
佐倉市障害者計画	第3次改訂版			第4次改訂版			
佐倉市障害福祉計画	第2期計画			第3期計画			
佐倉市 高齢者福祉・介護計画	第4期計画			第5期計画			

第5節 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。また、庁内の組織として、関係各課で構成する「佐倉市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、平成21年1月、就学前児童や小学校児童を持つ保護者に対して郵送配布・回収による「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」を下表のとおり実施しました。調査は国から示された調査事項に基づいて行い、調査結果は報告書としてまとめました。

【調査の概要】

調査の対象	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
標本数	1,000人	1,000人
調査方法	調査票を対象者に郵送で配布し郵送で回収する無記名郵送方式	
有効回収数	741	625
有効回収率	74.1%	62.5%
調査期間	平成21年1月14日～1月31日	

(3) パブリックコメント※の実施

※パブリックコメント
市が計画の立案等を行おうとする際、その案を公表し、市民から意見を求め、その意見を考慮して決定する制度のことです。

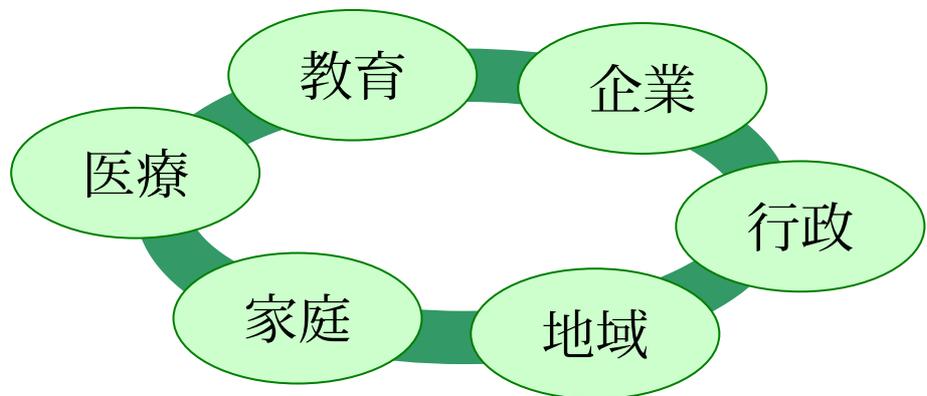
本計画の素案を平成22年1月にホームページ等で公開し、計画に対する市民の意見を募集し、計画に反映させました。

第6節 計画の推進方策

(1) 各主体との連携

次世代育成支援を推進していくには、行政、家庭、地域、企業等が一体となって進めていく必要があります。

それぞれが、その役割を踏まえ、相互連携を図りつつ、次世代育成支援を進めていくことが、本市の子どもたちをいきいきのびのびと成長させていくことにつながっていきます。



(2) 市民との協働

計画の推進にあたっては、市民の理解を求めるとともに、ボランティア活動や市民参加など、市民による子育て環境づくりの取組を支援し、市民と行政が協働して子育て支援を進めていくよう努めます。

(3) 計画の点検・評価

※PDCA サイクル

Plan、Do、Check、Actionの頭文字をつなげたもので、計画(Plan)を立て、それを実施(Do)し、その状況の評価(Check)を行うとともに、改善検討(Action)を行うという工程(サイクル)を指します。

利用者の視点に立ち、個別事業単位及び個別事業を束ねた施策単位で点検・評価を行い、PDCA サイクル※(計画－実施－評価－改善検討)の確立を目指します。

(4) 進捗管理及び達成状況の公表

本計画の進捗管理については、毎年1回子育て支援推進委員会に報告し、年次評価を行います。また、毎年1回広報等を通じ達成状況を市民に公表します。

第2章

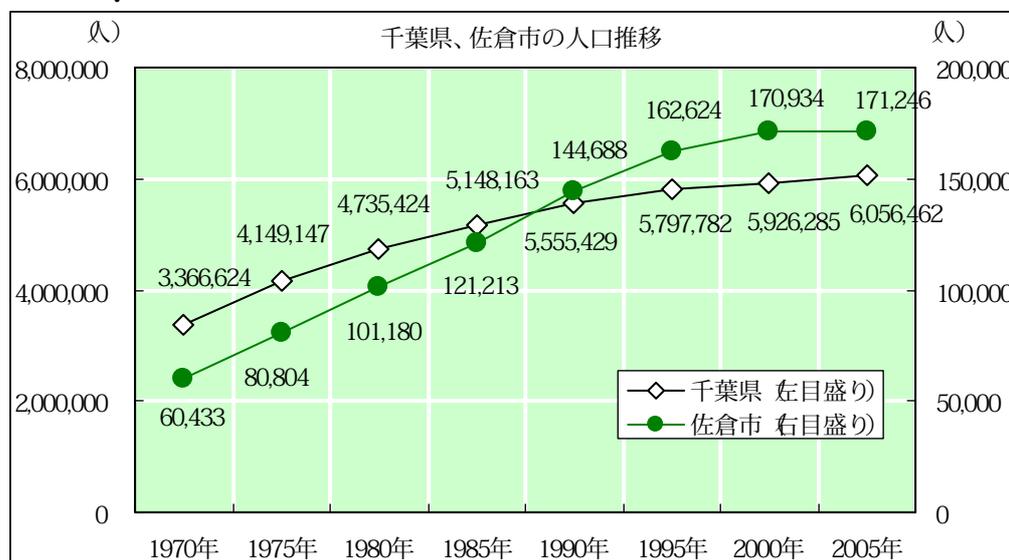
佐倉市の現況

第1節 人口・世帯等の動向

(1) 人口の推移

千葉県は昭和50年(1975年)頃まで、膨張する東京の人口の受け皿として、また京葉工業地域をはじめとする製造業の発展を背景として、急激な増加を続けてきました。しかし、その後こうした傾向は鈍化し、最近ではその増加幅もわずかとなってきています。

本市は、その中において東京都心部から約40km、千葉市から約15kmという通勤に至便な立地にあり、首都圏のベッドタウンとして千葉県全体をさらに上回る人口の伸び率を示してきました。しかし、最近ではこの傾向は弱まり、直近の平成17年(2005年)の国勢調査によると、本市の人口は171,246人であり、平成12年(2000年)の170,934人と比べてわずかに増加しているものの、その伸び率は1%に満たず、千葉県の伸び率を下回っています。



(資料：国勢調査)

5年ごとの人口増加率の推移

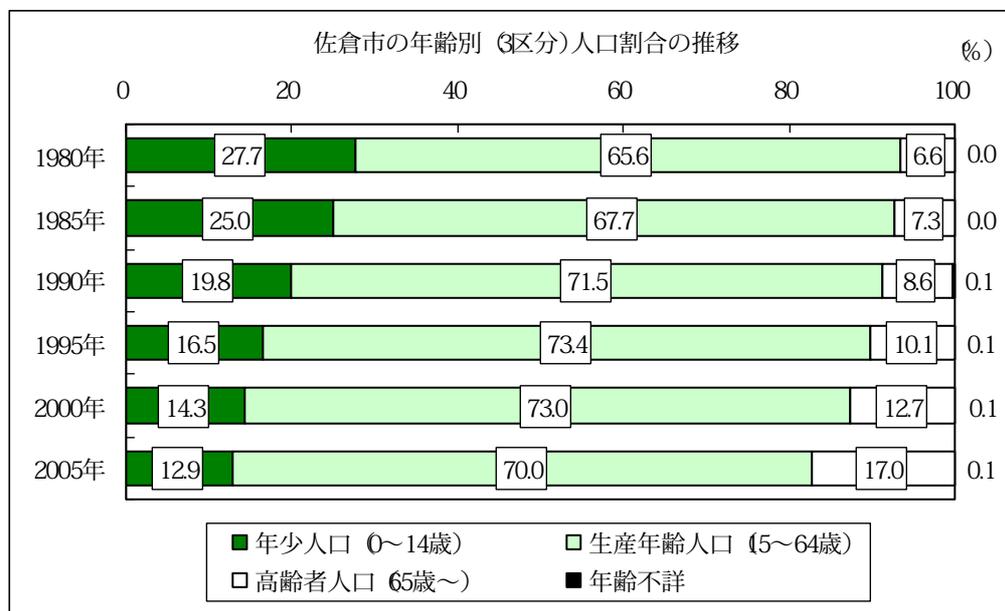
	1965-70年	1970-75年	1975-80年	1980-85年	1985-90年	1990-95年	1995-00年	2000-05年
千葉県	24.6%	23.2%	14.1%	8.7%	7.9%	4.4%	2.2%	2.2%
佐倉市	47.6%	33.7%	25.2%	19.8%	19.4%	12.4%	5.1%	0.2%

(資料：国勢調査)

(2) 年齢別（3区分）人口割合の推移

年齢別人口割合の推移をみると、総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は減少し続けており、昭和55年（1980年）の27.7%に対して、平成17年（2005年）では12.9%と半減しています。

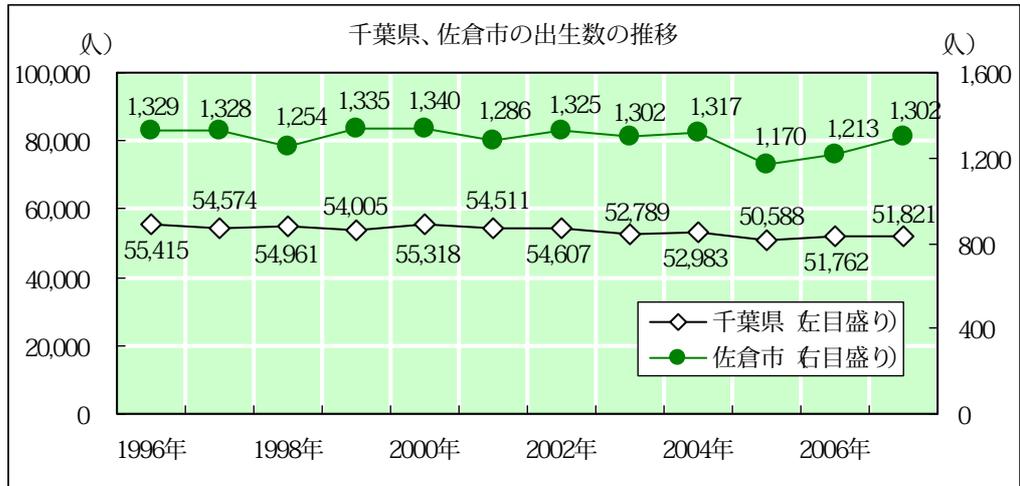
一方、総人口に占める高齢者人口（65歳以上）の割合は増加を続けており、昭和55年（1980年）の6.6%に対して、平成17年（2005年）では17.0%と10ポイント以上増加しており、少子高齢化が進んでいます。



(資料：国勢調査)

(3) 出生数、合計特殊出生率の推移

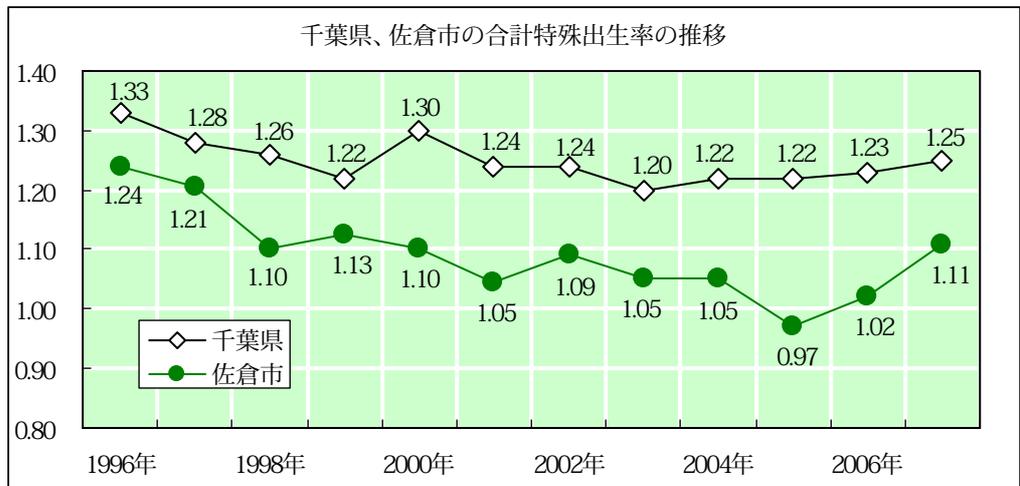
出生数の推移をみると、本市では、平成8年（1996年）以降、1,300人前後で推移しており、平成17年（2005年）、平成18年（2006年）が1,200人前後とやや少なかったものの、平成19年（2007年）には再び1,300人を超えています。



(資料：千葉県衛生統計年報)

現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は概ね2.08とされていますが、千葉県の合計特殊出生率は、平成8年(1996年)で1.33、その後さらに減少し、平成19年(2007年)では1.25となっています。

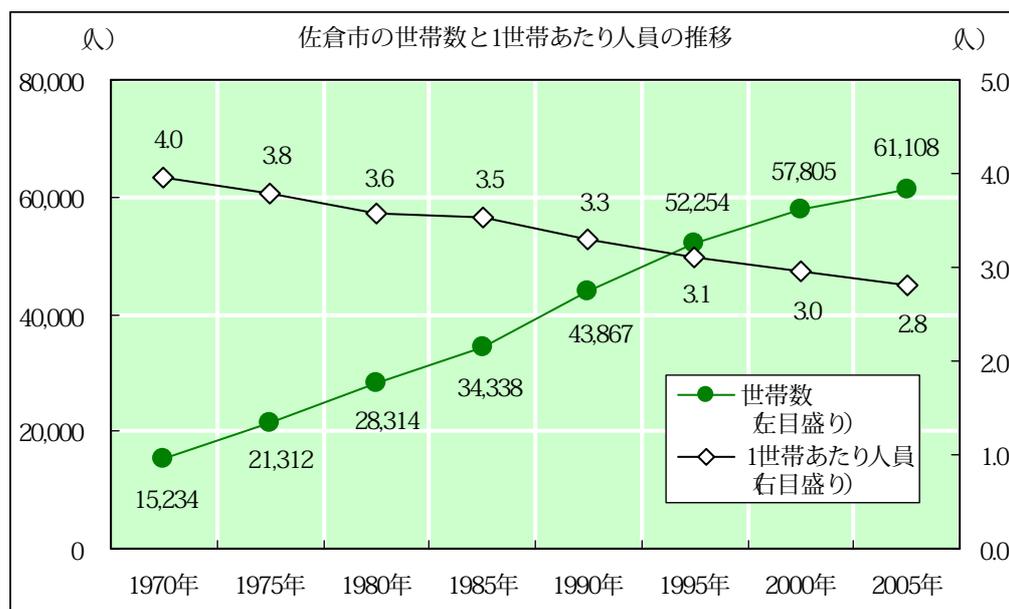
一方、本市の合計特殊出生率をみると、千葉県と比べてさらに低く推移し、平成19年(2007年)では1.11となっています。本市では出生数そのものは、年によって多少の増減はあるもののほぼ横ばいに推移していますが、これから子どもを産む世代の女性の数が減少してくると予想されることや現在の合計特殊出生率の水準を考え合わせると、今後一層の少子化が進んでいくものと考えられます。



(資料：千葉県衛生統計年報、佐倉保健所)

(4) 核家族化の状況

本市の世帯数についてみると、昭和45年(1970年)以降一貫して増加し続けています。しかし、その伸び率は人口の伸び率を上回っていることから、1世帯あたりの人員は逆に減少を続けており、夫婦のみ、夫婦と子どもといった核家族化の進行や、単独世帯の増加がうかがえます。

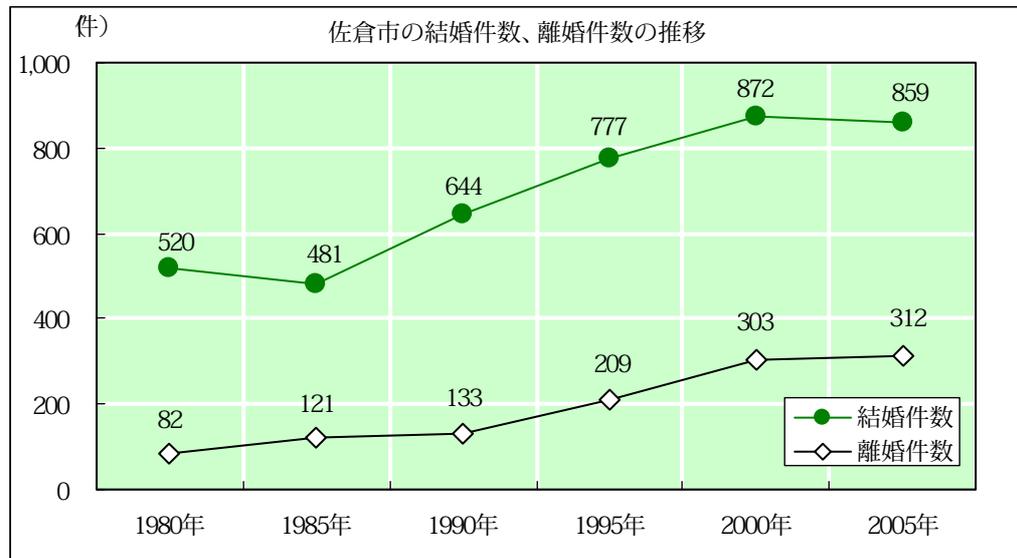


(資料：国勢調査)

(5) 結婚、離婚の状況

本市の結婚件数についてみると、増加傾向にあり、平成12年(2000年)で872件となっています。平成17年(2005年)では859件と、平成12年(2000年)と比べてやや減少しているものの、昭和55年(1985年)から15~20年で400件近くの増加がみられます。

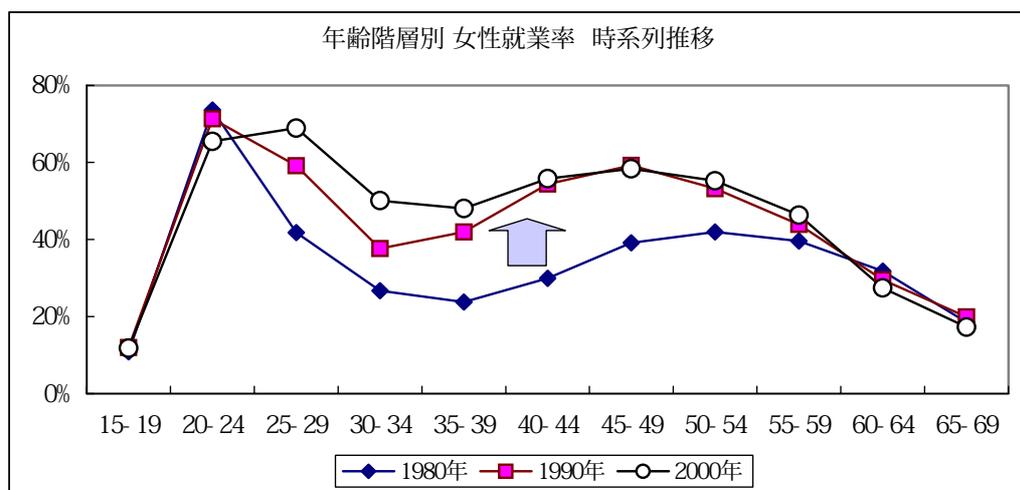
一方、離婚の件数も増加傾向にあり、平成17年(2005年)では312件となっています。離婚等によるひとり親家庭においては、子どもを預ける必要性がより強いものと考えられます。



(資料：人口動態調査)

(6) 年齢階層別女性就業率の状況

一般的に女性の就業率は出産や育児により低下し、子どもの成長とともに上昇しますが、本市の年齢階層別の女性就業率の推移をみると、昭和55年(1980年)から平成12年(2000年)にかけて、25～39歳の女性の就業率が高まっており、子育てをしながら就労している女性が増加していることも原因になっていると考えられます。



(資料：国勢調査)

第2節 子育て支援サービスの現況

(1) 保育園の状況

①概況

平成21年6月1日現在、本市には16の保育園があり、公立保育園、私立保育園がそれぞれ8園となっています。地区別に見ると、佐倉地区と白井地区にそれぞれ3園、志津地区に7園、根郷地区に2園、千代田地区に1園となっています。

【各保育園の概要一覧】

地区	施設名	所在地	開園時期	現建物 建築時期	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
佐倉	佐倉保育園	鎚木町 198	S 28年	S 48年	2,930.56	807.56
	佐倉東保育園	本町 142-1	S 53年	S 52年	2,921.07	660.91
	にじいろ保育園佐倉 (私立)	白銀 1-24-5	H 20年	H 19年	2,214.52	496.87
白井	白井保育園	白井田 2379	S 43年	H 7年	2,313.54	890.89
	すみれ保育園 (私立)	白井台 1201	S 48年	H 13年	1,493.66	370.98
	青葉保育園 (私立)	白井台 1351-3	S 55年	S 54年	955.45	620.28
志津	志津保育園	西志津 4-26-1	S 45年	H 4年	2,498.35	1,273.48
	北志津保育園	井野 869-9	S 48年	H 10年	3,741.37	1,262.60
	南志津保育園	中志津 7-1-10	S 50年	S 49年	2,678.93	724.50
	みくに保育園 (私立)	下志津原 61	S 52年	S 51年	1,485.00	338.60
	光の子保育園 (私立)	上座 1219-4	S 55年	H 7年増築	1,799.89	591.49
	ユ-カハ-キッズ (私立)	上座 383-1	H 16年	H 20年増築	971.87	983.53
根郷	マミズハンド さくら (私立)	上志津 1707-2	H 17年	H 17年	949.57	398.76
	根郷保育園	大崎台 4-3-2	S 46年	H 2年	2,699.10	1,281.85
	馬渡保育園	馬渡 829	S 50年	S 22年	2,237.94	473.04
千代田	第二青葉保育園 (私立)	染井野 1-21	H 13年	H 13年	2,580.39	273.89

地区	施設名	対象児年齢	定員	延長保育		一時預かり
				～19:00	～20:00	8:30～ 17:00
佐倉	佐倉保育園	6か月～5歳	120	○		
	佐倉東保育園	6か月～5歳	90	○		
	にじいろ保育園佐倉 (私立)	産休明け～5歳	60	○	○	○
白井	白井保育園	産休明け～5歳	90	○	○	
	すみれ保育園 (私立)	産休明け～5歳	80	○		○
	青葉保育園 (私立)	6か月～5歳	90	○		
志津	志津保育園	産休明け～5歳	150	○	○	
	北志津保育園	産休明け～5歳	130	○	○	○
	南志津保育園	6か月～5歳	100	○		
	みくに保育園 (私立)	6か月～5歳	45	○ (注)		
	光の子保育園 (私立)	6か月～5歳	80	○ (注)		
	ユ-カハ-キッズ (私立)	6か月～5歳	90	○		○
根郷	マミズハンド さくら (私立)	産休明け～5歳	60	○		
	根郷保育園	産休明け～5歳	130	○	○	○
	馬渡保育園	6か月～5歳	60	○		
千代田	第二青葉保育園 (私立)	6か月～5歳	27	○		

(注) 通常保育時間 平日：8:30～17:00、土曜日：8:30～12:00

みくに保育園、光の子保育園の延長保育は18:30まで

②定員数、入園児数の状況

市内にある16保育園の定員の合計数は、平成21年6月1日現在で1,402人となっています。このうち公立保育園の定員が870人と全体の6割強を占め、残りの532人が私立保育園です。地区別では、志津地区(655人)、佐倉地区(270人)、白井地区(260人)、根郷地区(190人)の順となっています。

一方、実際に保育園に入園している児童数をみると1,523人となっており、定員数を121人上回っています(入園児数/定員数《入園率》=108.6%)。公立保育園、私立保育園ともに入園児数が定員数を超えています。両者を比較してみると私立のほうが、入園率がやや高い状況にあります。

【市内の保育園の定員数、入園児数】

(平成21年6月1日現在)

地区	施設名	定員 (人)	入園児 数(人)	入園率 (%)	入園児内訳					
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
佐倉	佐倉保育園	120	124	103.3	8	14	24	23	28	27
	佐倉東保育園	90	91	101.1	6	10	16	16	19	24
	にじいろ保育園佐倉 (私立)	60	68	113.3	9	15	15	13	11	5
白井	白井保育園	90	106	117.8	10	18	17	20	22	19
	すみれ保育園 (私立)	80	98	122.5	6	18	20	20	20	14
	青葉保育園 (私立)	90	99	110.0	4	17	18	19	22	19
志津	志津保育園	150	147	98.0	8	20	30	30	30	29
	北志津保育園	130	138	106.2	7	20	24	30	30	27
	南志津保育園	100	103	103.0	2	15	18	20	23	25
	みくに保育園 (私立)	45	52	115.6	1	9	15	10	11	6
	光の子保育園 (私立)	80	96	120.0	3	16	19	20	21	17
	ユ-カリ-キッズ (私立)	90	112	124.4	9	18	24	20	24	17
根郷	マミズ・ハト・さくら (私立)	60	53	88.3	2	10	10	10	11	10
	根郷保育園	130	151	116.2	8	24	29	30	30	30
	馬渡保育園	60	53	88.3	1	10	6	10	12	14
千代田	第二青葉保育園 (私立)	27	32	118.5	2	6	6	5	6	7
合計		1,402	1,523	108.6	86	240	291	296	320	290
うち公立		870	913	104.9	50	131	164	179	194	195
うち私立		532	610	114.7	36	109	127	117	126	95

地区別の入園児数は、志津地区が701人で最も多く、次に白井地区(303人)、以下、佐倉地区(283人)、根郷地区(204人)の順となっています。定員数との関係で算出した入園率で見ると、定員数の少ない千代田地区に次いで、白井地区が116.5%と高くなっています。また、いずれの地区においても入園率は100%を超えています。

【地区別保育園の定員数、入園児数】

(平成21年6月1日現在)

地区	定員数(人)	入園児数(人)	入園率(%)
佐倉地区	270	283	104.8
白井地区	260	303	116.5
志津地区	655	701	107.0
根郷地区	190	204	107.4
千代田地区	27	32	118.5
合計	1,402	1,523	108.6

時系列で、平成16年3月時点と平成21年6月時点の状況を比較してみると、保育園の定員数は、1,132人から1,402人まで大きく増加しています(増加率23.9%)。

地区別では、志津地区の定員数が190人の増加となっており、増加率も最も高くなっています(増加率40.9%)。

一方、入園児数のほうは、169人の増加となっており、そのうち94人が志津地区での増加となっています。

【地区別保育園の定員数、入園児数の推移】

地区	定員数				入園児数			
	平成16年 3月	平成21年 6月	増加数 (人)	増加率 (%)	平成16年 3月	平成21年 6月	増加数 (人)	増加率 (%)
佐倉地区	210	270	60	28.6	220	283	63	28.6
白井地区	240	260	20	8.3	287	303	16	5.6
志津地区	465	655	190	40.9	607	701	94	15.5
根郷地区	190	190	0	0.0	198	204	6	3.0
千代田地区	27	27	0	0.0	42	32	-10	-23.8
合計	1,132	1,402	270	23.9	1,354	1,523	169	12.5

本市の人口を地区ごとに分けてみると、平成21年6月末時点で志津地区が全体の41.9%を占めており、増加数も同地区が最も多くなっています。同地区の保育園の定員数、入園児数の増加はこうした背景によるものと推測されます。

【地区別人口の推移（単位：人）】

地区	平成16年3月末	平成21年6月末	構成比	増減
佐倉地区	30,762	30,407	17.3	-355
白井地区	32,667	31,874	18.1	-793
志津地区	72,492	73,709	41.9	1,217
根郷地区	25,214	25,142	14.3	-72
和田地区	2,310	2,129	1.2	-181
弥富地区	2,019	1,802	1.0	-217
千代田地区	10,109	10,703	6.1	594
佐倉市合計	175,573	175,766	100.0	193

資料：佐倉市ホームページ「町丁別人口集計表」

③特別保育

市内の各保育園では、通常保育（平日：8：30～17：00）以外に、以下のような特別保育を実施しています。

i) 乳児保育

*産休明けの乳児保育・・・7保育園で実施

（白井保育園、志津保育園、根郷保育園、北志津保育園、すみれ保育園、マミーズハンドさくら、にじいろ保育園佐倉）

*生後6か月からの乳児保育・・・全保育園で実施

ii) 延長保育

*延長保育・・・市内の全保育園で実施

・20：00までの延長保育は、5保育園で実施

（白井保育園、志津保育園、根郷保育園、北志津保育園、にじいろ保育園佐倉）

・19：00までの延長保育は、9保育園で実施

iii) 早朝保育

*早朝保育（7：00～）・・・市内の全保育園で実施

iv) 一時預かり

母親などが急な外出や病気などの際に、一時的に子どもの保育をする制度

*一時預かり・・・5 保育園で実施

(根郷保育園、北志津保育園、すみれ保育園、ユーカリハローキッズ、にじいろ保育園佐倉)

・利用時間：8：30～17：00（土曜日は12：30 まで）

・対象：市内在住の生後6 か月から就学前までの乳幼児

④園庭の開放

市内の保育園では、園庭を一般に開放する曜日を設けて、保育園に通っていない子どもが遊んだり、その保護者が情報交換等の交流をしたりする場としています。・・・10 保育園で実施

(佐倉保育園、白井保育園、志津保育園、根郷保育園、北志津保育園、南志津保育園、馬渡保育園、佐倉東保育園、ユーカリハローキッズ、にじいろ保育園佐倉)

(2) 幼稚園の状況

①概況

本市には、公立幼稚園が3園、私立幼稚園が10園で、合計13園あります。

地区別でみると、佐倉地区に4園、白井地区に2園、志津地区に4園あり、根郷地区、和田地区、弥富地区にはそれぞれ1園あります。

②定員数、入園児数の状況

市内の幼稚園の定員数の合計は平成21年5月1日現在、3,240人となっています。公立と私立で分けてみると、公立290人に対して私立が2,950人で、定員全体の9割以上が私立となっています。

地区別では、保育園と同様に、人口の多い志津地区で1,170人と最も多くなっています。

幼稚園への入園児数は13園全体で2,757人、定員に対する入園児の比率は85.1%となっています。公立・私立別では私立が88.3%であるのに対し、公立の入園率は52.4%にとどまっています。入園率が公立、私立とも100%を超えている保育園

と比較すると、幼稚園の方が定員に余裕がある状況です。

個別の幼稚園ごとにみると、さくら幼稚園で定員 100 人に対して入園児数 136 人（入園率 136.0%）であるのを筆頭に、白井たんぼ幼稚園（同 108.6%）、慈光幼稚園（同 107.7%）の 3 園で、定員を上回る園児を受入れています。

【市内の幼稚園の定員数、入園児数】

（平成 21 年 5 月 1 日現在）

地区	施設名	定員 (人)	入園児 数(人)	入園率 (%)	入園児内訳			
					3 歳児	4 歳児	5 歳児	
佐倉	佐倉幼稚園		210	114	54.3	0	59	55
	佐倉城南幼稚園	(私立)	170	147	86.5	33	49	65
	千成幼稚園	(私立)	270	218	80.7	49	75	94
	慈光幼稚園	(私立)	300	323	107.7	83	120	120
白井	白井幼稚園	(私立)	400	251	62.8	79	94	78
	白井たんぼ幼稚園	(私立)	370	402	108.6	129	128	145
志津	志津幼稚園	(私立)	400	381	95.3	100	138	143
	さくら幼稚園	(私立)	100	136	136.0	24	56	56
	志津わかば幼稚園	(私立)	400	399	99.8	114	144	141
	小竹幼稚園	(私立)	270	230	85.2	51	93	86
根郷	佐倉くすみ幼稚園	(私立)	270	118	43.7	34	35	49
和田	和田幼稚園		40	26	65.0	0	7	19
弥富	弥富幼稚園		40	12	30.0	0	3	9
合計			3,240	2,757	85.1	696	1,001	1,060
うち公立			290	152	52.4	0	69	83
うち私立			2,950	2,605	88.3	696	932	977

地区別の幼稚園の入園児数では、人口が多く、また増加傾向にもある志津地区が最も多くなっています。

【地区別幼稚園の定員数、入園児数】

（平成 21 年 5 月 1 日現在）

地区	定員数(人)	入園児数(人)	入園率(%)
佐倉地区	950	802	84.4
白井地区	770	653	84.8
志津地区	1,170	1,146	97.9
根郷地区	270	118	43.7
和田地区	40	26	65.0
弥富地区	40	12	30.0
合計	3,240	2,757	85.1

定員数と入園児数を平成16年3月時点と比較してみると、総数において定員数が増加しているのに対して、入園児数は減少しています。地区別の増減については、佐倉地区で68人増加しています。一方、白井地区、志津地区では定員数が増加しているのに対して、入園児数は減少しています。また、根郷地区では入園児数が大きく減少しており、75人の減少となっています。

【地区別幼稚園の定員数、入園児数の推移】

地区	定員数				入園児数			
	平成16年 3月	平成21年 5月	増加数 (人)	増加率 (%)	平成16年 3月	平成21年 5月	増加数 (人)	増加率 (%)
佐倉地区	950	950	0	0.0	734	802	68	9.3
白井地区	670	770	100	14.9	700	653	-47	-6.7
志津地区	1,150	1,170	20	1.7	1,151	1,146	-5	-0.4
根郷地区	270	270	0	0.0	193	118	-75	-38.9
和田地区	40	40	0	0.0	18	26	8	44.4
弥富地区	40	40	0	0.0	11	12	1	9.1
合計	3,120	3,240	120	3.8	2,807	2,757	-50	-1.8

(3) 学童保育の状況

①概況

保護者が仕事などのため昼間家庭にいない児童を対象に、放課後適切な遊びや生活の場を与える学童保育（放課後児童健全育成事業）を実施しているところは、市内に28施設あります。内訳は、公立23、私立5となっています。

公立の学童保育所（児童クラブ）は、単独施設だけでなく、児童センターや老幼の館にも併設されています。地区別では、志津地区が10か所と最も多くなっています。

②定員数、入所児童数の状況

平成21年6月1日現在で、学童保育所（児童クラブ）の定員数の合計は1,295人となっており、地区別では、志津地区が495人と際立って多くなっています。

学童保育への登録者の数は、合計で963人で、定員数に対する登録者の割合は74.4%となっています。

登録者を学年別にみると、1年生が292人、2年生が294人、3年生が235人となっています。

【学童保育所（児童クラブ）の定員数、登録者数、平均利用人数】

（平成 21 年 6 月 1 日現在）

地区	施設名	定員 (人)	登録 者数 (人)	登録 者率 (%)	登録者内訳				平均利用人数 (人)	
					1年 生	2年 生	3年 生	その 他	平日	土曜 日
佐倉	佐倉老幼の館	55	42	76.4	7	0	19	16	28.4	4.8
	佐倉東学童保育所	45	28	62.2	4	12	8	4	16.4	0.2
	佐倉学童保育所	30	51	170.0	20	31	0	0	41.3	6.2
	白銀学童保育所	40	42	105.0	10	16	15	1	33.2	2.6
	内郷学童保育所	65	6	9.2	4	1	1	0	4.4	1.0
白井	白井老幼の館	35	49	140.0	17	24	7	1	33.1	7.0
	印南学童保育所	70	35	50.0	13	4	8	10	21.8	3.8
	すみれにこにこホーム（私立）	30	40	133.3	13	14	6	7	15.7	0.5
	青葉児童ルーム（私立）	30	28	93.3	8	17	3	0	11.8	2.2
志津	志津児童センター	45	59	131.1	23	18	17	1	45.3	1.6
	北志津児童センター	65	38	58.5	1	6	19	12	22.3	1.3
	西志津学童保育所	30	37	123.3	7	11	19	0	27.8	4.4
	下志津学童保育所	65	55	84.6	10	11	18	16	37.7	9.6
	井野学童保育所	50	48	96.0	23	20	1	4	39.0	5.0
	西志津小児童クラブ	45	60	133.3	24	14	21	1	41.8	6.2
	小竹学童保育所	60	42	70.0	16	10	4	12	26.0	4.0
	南志津学童保育所	65	52	80.0	13	13	16	10	35.9	2.8
	光の子児童センター（私立）	30	31	103.3	13	9	3	6	23.5	0.2
ユーカリ優都ぴあ（私立）	40	28	70.0	10	6	4	8	15.3	16.4	
根郷	南部児童センター	45	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0
	大崎台学童保育所	30	32	106.7	0	1	17	14	22.4	2.0
	根郷学童保育所	55	48	87.3	0	22	11	15	33.9	3.8
	第二根郷学童保育所	30	20	66.7	20	0	0	0	15.4	2.4
	寺崎学童保育所	30	29	96.7	17	12	0	0	23.1	4.4
	山王学童保育所	65	13	20.0	4	4	5	0	10.1	2.2
弥富	弥富学童保育所	50	2	4.0	1	0	0	1	0.7	0.0
千代田	千代田学童保育所	65	17	26.2	5	5	4	3	10.4	2.6
	第二青葉児童ルーム（私立）	30	31	103.3	9	13	9	0	16.7	0.0
合 計		1,295	963	74.4	292	294	235	142	653.4	97.2

一方、登録している人の中で実際に学童保育を利用している人数をみると、平日の平均で 653.4 人となっています。登録者数（963 人）に対する比率は 67.9%、また定員数（1,295 人）に対する比率は 50.5%で、実際の学童保育の利用者は定員数の約 5 割となっています。これは、保護者が在宅している場合や児童が塾にかようななどの理由から必ずしも毎日、利用しないことによるものと考えられます。

地区別では、定員数に対する平均利用人数の比率は、志津地区（63.6%）、佐倉地区（52.6%）、白井地区（49.9%）、根郷地区（41.1%）で高く、弥富地区、千代田地区では定員数に対する平均利用人数の比率は 1.4%、28.5%にとどまっています。

【地区別学童保育所（児童クラブ）の定員数、登録者数、平均利用人数】（平成21年6月1日現在）

地区	定員数 (人)	登録者数 (人)	登録者数/ 定員数 (%)	平均利用人数 (平日)	平均利用人数 (平日)/定員 (%)
佐倉地区	235	169	71.9	123.7	52.6
白井地区	165	152	92.1	82.4	49.9
志津地区	495	450	90.9	314.6	63.6
根郷地区	255	142	55.7	104.9	41.1
弥富地区	50	2	4.0	0.7	1.4
千代田地区	95	48	50.5	27.1	28.5
合計	1,295	963	74.4	653.4	50.5

定員数と登録者数を平成16年1月時点と比較してみると、定員数、登録者数ともに、すべての地区において増加しており、いずれも全体ではほぼ倍となっています。

【地区別学童保育所（児童クラブ）の定員数、登録者数の推移】

地区	定員数				登録者数			
	平成16年 1月	平成21年 6月	増加数 (人)	増加率 (%)	平成16年 1月	平成21年 6月	増加数 (人)	増加率 (%)
佐倉地区	100	235	135	135.0	64	169	105	164.1
白井地区	130	165	35	26.9	63	152	89	141.3
志津地区	300	495	195	65.0	206	450	244	118.4
根郷地区	115	255	140	121.7	88	142	54	61.4
弥富地区	-	50	50	皆増	-	2	2	皆増
千代田地区	30	95	65	216.7	35	48	13	37.1
合計	675	1,295	620	91.9	456	963	507	111.2

(4) 母子保健事業の状況

※言語聴覚士

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行います。

①健康管理センター・保健センターの概況

各地域担当の保健師、栄養士がおり、育児の悩みや不安の相談を受け付けています。健康管理センターでは、市内の全地区を担当する歯科衛生士、言語聴覚士※も常駐しています。

【健康管理センター・保健センターの概要】

施設名	担当地区	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士
健康管理センター	佐倉・臼井・千代田地区	○	○	○	○
西部保健センター	志津地区	○	○		
南部保健センター	根郷・和田・弥富地区	○	○		

②母子保健事業

健康管理センター、保健センターでは、具体的な母子保健事業として妊婦への母子健康手帳の交付に加え、以下のような様々な事業を実施しており、子育ての支援を図っています。

【母子保健事業の概要①】

	事業名	内容	場所
1	母子健康手帳交付	・妊娠届をした者に母子健康手帳及び副読本、妊婦、乳児一般健康診査受診票等を交付する。	健康管理センター、各保健センター、市民課及び各出張所
2	妊婦一般健康診査	・医療機関に委託し、妊婦に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊婦の健康の保持増進を図る。	健康管理センター、各保健センター、市民課及び各出張所
3	マタニティクラス (母親学級)	・妊娠・出産・育児について体験学習等を通して正しい知識を学ぶ。妊婦同士の交流を図りながら地域における子育ての仲間づくりを支援する。また、母親学級に参加する父親に対して妊婦の体の変化や育児協力の大切さを学ぶ。	健康管理センター、各保健センター
4	妊産婦・新生児訪問指導	・助産師、保健師による妊産婦への訪問指導(訪問希望者、健康上特に指導が必要な者に実施)を行う。	健康管理センター、各保健センター
5		・助産師、保健師による新生児への訪問指導(第1子全員及び訪問希望者、健康上特に指導が必要な者に実施)を行う。	

【母子保健事業の概要②】

事業名		内容	場所
6	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問)	・第2子以降で、生後4月までの全世帯のお母さんと赤ちゃんに対して、「こんには赤ちゃん訪問協力員」等による家庭訪問を実施する。子育て支援に関する情報提供、育児に関する不安や悩みへの聴取を行う。必要者・希望者には保健師・助産師が実施。	健康管理センター、各保健センター
7	乳児一般健康診査	・医療機関に委託し、健康診査を行う。 ・利用回数2回(3～6か月児、9～11か月児)	健康管理センター、各保健センター
8	乳児相談	・生後4か月乳児の身体測定、発達確認とそれらに応じた育児相談・栄養相談を行い、乳児の発育過程を支援する。	健康管理センター、各保健センター
9	もぐもぐ教室	・8か月の乳児を対象に歯の手入れ方法や離乳食(中期から後期にかけて)の進め方などについて集団指導を実施する。希望者には個別相談を実施する。	健康管理センター、各保健センター
10	1歳6か月児健康診査	・1歳6か月児期の幼児に対して、健康診査を行い異常の早期発見に努める。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行う。	健康管理センター、各保健センター
11	親子教室	たんぽぽグループ ・2歳以上で発達上何らかの問題や不安を抱えている児とその保護者に対し、集団かつ個別に対応することで児の発達を支援し保護者の不安を軽減する。	健康管理センター
12		ひまわりグループ ・年長児ですでに集団生活に入っている発達上何らかの問題を抱えている児に対し、社会生活をよりスムーズにするためのスキルを身に付け現在所属する集団生活及び就学後の不適応や問題行動をできる限り予防する。	健康管理センター
13	幼児歯科健診	・歯科の健診と併せてブラッシング実習・フッ素塗布(希望者)・歯の個別相談・言語聴覚士相談(希望者)を実施する。	健康管理センター、各保健センター
14	3歳児健康診査	・3歳児期の幼児に対して、健康診査を行い異常の早期発見に努める。またその結果に基づき育児相談・栄養相談・歯科相談・言語相談等を実施し母子の心身の健康の保持増進を図る。	健康管理センター、各保健センター
15	ことばと発達の相談室	・発達検査、言語検査、聴力検査などを実施し、その結果に基づき、助言や個別による言語指導、他機関への紹介を行う。	健康管理センター
16	すくすく発達相談	・母子保健事業における各種健診、相談等において専門医による発達相談・指導等が必要と思われる乳幼児に対して、専門医による相談や、必要時は理学療法士・言語聴覚士等による相談・指導を実施する。	健康管理センター

(5) 子育て支援施設・事業

※老幼の館
 児童センター機能に高齢者の憩いの場を持った施設です。

①児童センター・老幼の館※

児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域の子育てを支援する拠点として、さらに遊びを通じて子どもの自主性、社会性、創造性を育み、異世代間や地域との交流の場として、乳幼児を抱える保護者の子育ての悩みの相談の場として、また交流の場として、設置されています。

市内には志津児童センター、北志津児童センター、南部児童センター、佐倉老幼の館、臼井老幼の館の5施設があり、遊戯室をはじめ絵本、児童書を備えた図書室などの施設を持ち、児童の体力増進指導などを行っています。いずれも昼間保護者のいない家庭の児童を預かる学童保育所（児童クラブ）を併設しています。

【児童センター・老幼の館の概要】

施設名	施設内容			学童保育 の実施	利用対象
	図書館	遊戯室	和室		
志津児童センター	○	○		○	18歳未満の児童
北志津児童センター	○	○		○	
南部児童センター	○	○		○	
佐倉老幼の館	○	○	○	○	市民
臼井老幼の館	○	○	○	○	

※利用時間：9：00～17：00 休館日：各月曜日、祝日、年末年始

②子育て支援センター

親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたりする場所で、センターにいる保育士や栄養士、保健師に育児での不安や悩み事を相談できます。ショッピングセンターの中にあるので、気軽に立ち寄ることができます。

- ・「レイクピアウスイ」内
- ・開所時間：10：00～17：00

③家庭保育制度

保護者が就労または病気などにより保育ができない場合に、家庭保育員が乳幼児を自宅で預かる制度です。

- ・対象：産休明け（57日目）から2歳程度までの乳幼児
- ・保育時間：8：30～17：00（時間延長の制度あり）

（6）子どもの遊ぶ場所

市内には、平成21年3月末現在、公園が258か所ありますが、この数は平成16年3月末（233か所）に比べると、25か所増加しており、子どもが身近な場所で遊ぶ環境は改善していると考えられます。

大規模な公園としては、佐倉地区に佐倉城址公園、岩名運動公園、志津地区に上座総合公園などがあります。

第3節 前期計画の達成状況

前期計画では、本市の子育て支援に対する需要等を踏まえ、平成21年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）を設定しています。計画の目標事業量と達成状況は下表のとおりです。

【前期計画目標事業量と達成状況】

事業名	前期計画策定時の状況	目標事業量	達成状況（平成22年3月31日現在）	目標事業量に対する到達度
通常保育事業 （認可保育園定数）	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業	1,400人	1,402人	100.1%
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間（7:00～18:00）を超えて保育を行う事業	10人 （1園で21時まで）	20時まで （5園）	0.0%
休日保育事業	保護者が仕事などのため、日曜日や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに保育園で預かる事業	60人 （2か所）	0人	0.0%
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与える事業	765人 （20か所）	1,295人 （28か所）	169.3% （140.0%）
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる事業	事業を実施する方向で進める	0人	0.0%
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（施設型））	病気などで乳幼児を保育園、病院等において一時的に預かる事業	3人	0人	0.0%
一時保育事業	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業	40人（4か所）（新たに10名/日×保育園1園）	60人 （5か所）	150.0% （125.0%）
つどいの広場事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業	3か所（新たに佐倉地区及び志津地区において整備する）	2か所	66.7%（注）
地域子育て支援センター事業	未実施（園庭開放、世代間交流、相談は一部実施）	8園（公立保育園8園での事業実施）	11園	137.5%

（注）つどいの広場事業については、前期計画期間中に目標事業量である3か所に到達しましたが、そのうち1か所を地域子育て支援センター事業に移行し、機能の拡充を図りました。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

※第一義的責任
最も重要な責任という意味。父母その他の保護者が子育てについて、第一義的責任を有することについては、児童の権利に関する条約第18条に明記されています。

次世代育成支援対策推進法では、その基本理念を「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任※を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」としています。これは、次世代育成支援対策が、行政、地域、学校、企業等による子育ての肩代わりを趣旨とするものではなく、育児の負担、子育てに伴う孤立感、子育てと仕事の両立の負担といった保護者の子育てについての障害を取り除くことであり、また、保護者が子育ての意義や子育ての喜び、さらには子育てを行うことにより、子どもとともに保護者自身も成長していくということ等に配慮して推進されるべきことを示しています。

前期計画では、これらを踏まえ、「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」を基本理念に、次世代育成支援対策を推進してきました。本計画においても、一貫性の観点から前期計画を引き継ぎ、同じ基本理念とします。

基本理念 手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子

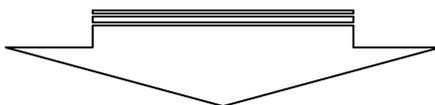
「手をつなぎ」は、親子のきずなを基本とすることを、「みんなで育てよう」は、家庭の子育てに対し、行政、地域、学校、企業など社会全体が互いに協力し合って支援していくことを、「佐倉っ子」は、次代の社会の担い手である子どもたちを表現しています。

第2節 計画の基本方針

基本理念の「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」を踏まえ、子ども、保護者、市民・地域の観点から、次の3つの基本方針に基づき7つの項目を柱として次世代育成支援施策を進めるものとします。

基本方針

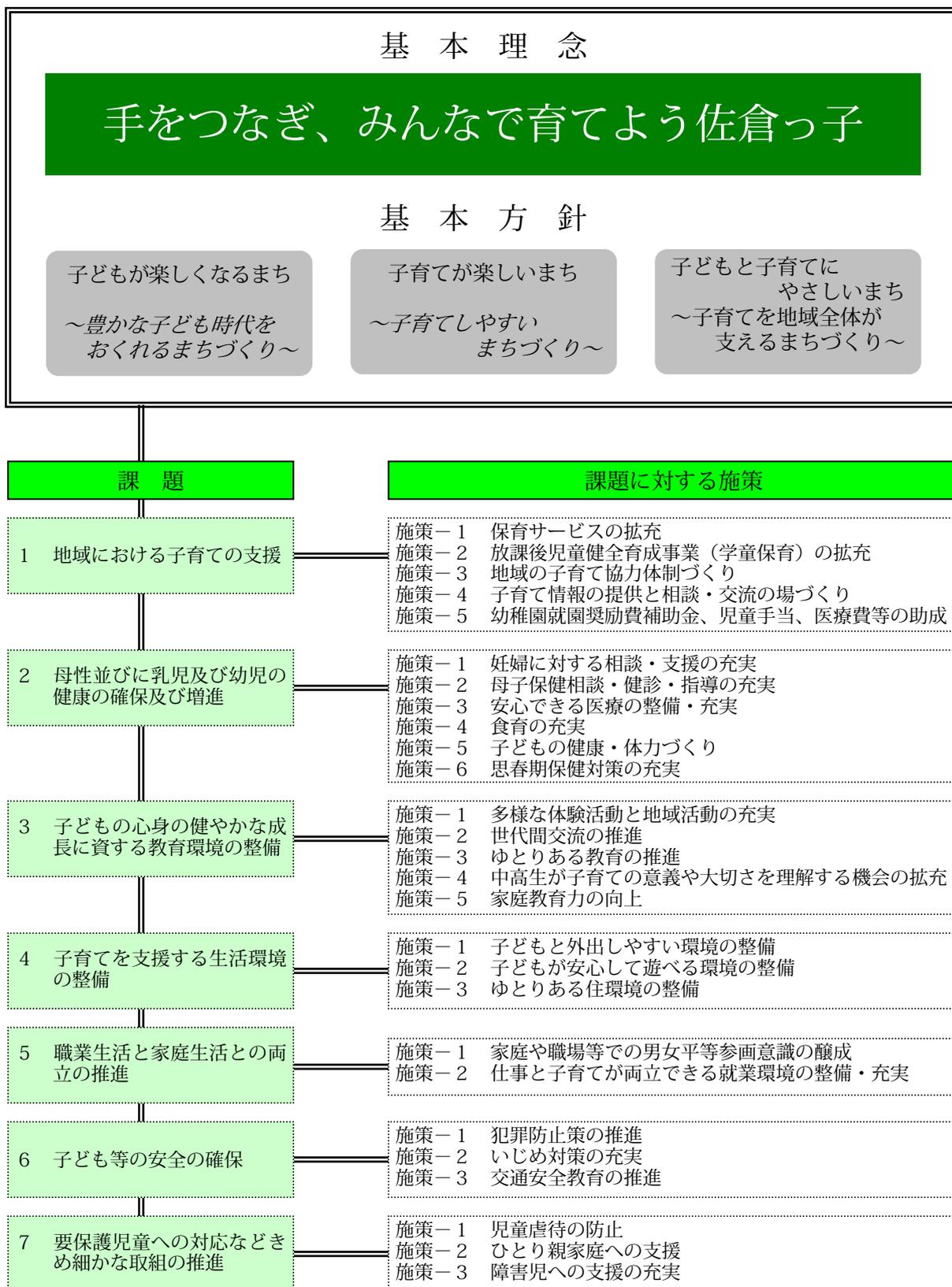
- ・子どもが楽しくなるまち ～豊かな子ども時代をおくれるまちづくり～
- ・子育てが楽しいまち ～子育てしやすいまちづくり～
- ・子どもと子育てにやさしいまち ～子育てを地域全体が支えるまちづくり～



本計画における7つの柱

1. 地域における子育ての支援
2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. 子ども等の安全の確保
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

第3節 計画の体系



第2部 各論

第1節 地域における子育ての支援

(1) 施策－1 保育サービスの拡充

【現況と課題】

近年女性の就業率が高まっており、特に25～29歳の子育て期の女性の就業率が高く、このため、保育園の入園率も高まっています。こうした中、本市では前期計画期間中において、既設保育園の定数増や佐倉地区における認可保育園の新設等によって270人の受入れ枠の拡大を行いました。しかし、依然として待機児童の解消には至っていないのが現状であり、引き続き待機児童の解消に努めるとともに、受入れ枠の拡大に伴う保育士の確保と研修等を通じた保育の質の向上に努める必要があります。また、近年では就労している母親の働き方が多様化していることから、保育におけるニーズも多様化しており、延長保育や一時預かり、休日保育など多様な保育サービスの拡充が求められるようになりました。

本市においては、延長保育を全園で実施しており、そのうち5園において20時まで実施し、サービスを提供しています。また、日々保育園に通園できる程度の障害のある乳幼児についても保育園への受入れを行っており、個々の子どもの発達に合った保育に努めています。

このような中、本計画策定にあたって実施した「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」（以下、ニーズ調査と表記）では、その自由回答において、「延長保育の時間があと1時間でも長くしてもらえたら助かる」「宿泊ができる支援サービスがあることを望む」「一時保育のある保育園が少ない」「日祝日の保育サービス、病児・病後児保育※がないに等しいのが残念」等の意見が挙げられました。

今後は仕事と生活の調和のとれた子育てができるよう各保育サービスの充実を一層図ることが重要と考えられます。

【施策の方向】

待機児童ゼロの推進等、保育サービスの量的な充足を目指すとともに、利用者の立場に立った保育サービスを進めていきます。また、人材の確保と資質の向上に努めます。

※病児・病後児保育
病気などで乳幼児を保育園、病院等において一時的に預かる事業を指します。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	保育園の受入れ体制の拡大 〈子育て支援課〉	保育園の受入れ枠の拡大により (保育園の新設、もしくは既存保育園の定数増等)、待機児童ゼロを目指します。実施にあたっては、地域の供給バランスにも配慮していきます。 ⇒【目標事業量設定】
②	利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 〈子育て支援課〉	保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実及び一時預かり事業の拡充を図るとともに、休日保育事業及び病児・病後時保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)を新規に実施していきます。 ⇒【目標事業量設定】 特定保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、及びショートステイ事業については、今後、ニーズの動向を見極めながら対応を検討します。
③	保育士、看護師等の確保と資質の向上 〈子育て支援課〉	保育園の受入れ枠の拡大や保育サービスの多様化・拡充にあわせて、保育士、看護師等の確保を図ると同時に、より良い保育が実施できるように保育士、看護師等の資質の向上を図っていきます。
④	給食内容の充実 〈子育て支援課〉	子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園における給食内容の充実を図っていきます。
⑤	障害児保育の充実 〈子育て支援課〉	保育園における障害児受入れ体制の充実を図っていきます。
⑥	家庭保育制度の充実 〈子育て支援課〉	家庭保育制度の充実を図っていきます。
⑦	認可外保育施設への支援 〈子育て支援課〉	認可外保育施設への支援について検討します。
⑧	認定こども園の整備 〈学務課・子育て支援課〉	認定こども園の整備について検討します。

(2) 施策一2 放課後児童健全育成事業（学童保育）の拡充

【現況と課題】

保護者が就労等により日中不在となる家庭の児童の健全な育成を支援するため、学童保育を実施しています。本市においては前期計画期間中に学童保育所（児童クラブ）を14か所新設し、定員数も前期計画策定時の675人から平成21年6月時点では1,295人とほぼ倍に拡大し、対象の学年も拡大するなどの取組を行い、現在では23小学校区のうち22小学校区に学童保育所（児童クラブ）が設置されるまでに至りました。しかしこのような中、入所児童数が過密となっている施設と入所児童数が数名の施設が発生するなどの課題が生じています。また、本計画策定にあたって実施したニーズ調査では、その自由回答において、「佐倉市全体で6年生まで利用できるようにしてほしい」「長期休暇中のみでも利用できる体制が整うと助かる」等の意見が挙げられました。

今後はこのような課題の対策を検討するとともに、定員数や受け入れ学年の拡大に伴い、児童インストラクターの質の更なる向上に加え、インストラクターの確保が重要となっています。

【施策の方向】

サービス内容等について、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区についても対策を検討します。また、人材の確保と資質の向上に努めます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	学童保育の充実 〈子育て支援課〉	学童保育のサービス内容を再検討し、児童の健全な成長のためにより良いと思われる改善を図っていきます。 ⇒【目標事業量設定】
②	学童保育所（児童クラブ）の整備 〈子育て支援課〉	学童保育所（児童クラブ）の未整備学区の解消、及び入所児童の過密の解消を図るとともに、すべての学童保育所（児童クラブ）において、小学校6年生までの受け入れを目指します。 ⇒【目標事業量設定】

(3) 施策—3 地域の子育て協力体制づくり

【現況と課題】

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が安心して子育てを行うには、地域における子育ての協力が不可欠です。

本市においては、保育園や児童センターの地域交流事業の中でボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアの活動の場や、子育て支援を行っている団体同士の情報提供の場を提供しています。また、子育てネットワーク「佐倉子育て応援団」との協働による「子育てカレンダー」の発行や保育情報誌「さくらっ子・子育てナビ」、サポート便り等によって情報提供の支援に取り組んでいます。

今後も市民、関係機関、団体、行政が協働して子育て支援に取り組むことが必要であることから、子育てに関わる市民活動の奨励やボランティア、NPO の育成、また、活動の場や情報の提供等を通じて支援していくことが重要と考えています。

【施策の方向】

様々な機会・手段等を通して子育てに関する意識啓発を図っていきます。また、市民、NPO、ボランティア等が協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図ります。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	社会全体で子育てをしていく意識の啓発 〈子育て支援課〉	子育ての社会化の必要性等について、こうほう佐倉、市ホームページ、CATV 等を通じて意識啓発を推進します。
②	NPO、ボランティア等の育成・支援 〈子育て支援課・自治人権推進課〉	ボランティア養成講座の開催、活動場所の支援等により、NPO、ボランティア等の育成を図っていきます。また、情報提供、市民への積極的なPR等により継続的な活動を支援します。

③	ファミリーサポートセンター事業 の実施 〈子育て支援課〉	ファミリーサポートセンターを実施し、育児の援助をしたい人と、育児の援助を受けたい人の会員組織による子育ての相互援助を支援します。 ⇒【目標事業量設定】
---	------------------------------------	--

(4) 施策—4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり

【現況と課題】

子育ての悩みや不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、身近で気軽に親子が交流できる場づくりや、必要な情報の提供が重要と考えられます。

本市では、家庭児童相談室や子育て支援センター、児童センター、老幼の館等において子育てに関する相談に応じています。近年、子育てに関する相談の内容は複雑、多様化していることから家庭児童相談室では、常勤の保健師・保育士・社会福祉士を配置し相談にあたっています。また、相談担当職員に対する研修を行うなど、スキルアップを図るとともに、相談窓口について、広報やホームページ、子育て情報誌を通して周知を図るなど相談体制の充実に努めています。

交流の場として、子育て支援センターでは遊びの場の提供やミニ講座等を開催しており、子育て中の親子が気軽に集える場として活用され、最近では母親だけでなく父親と子どもの利用も増えてきています。また、健康管理センターの「いちごルーム」や西部保健センターの「子育てについて話そう会」、南部保健センターの「ゆりかごタイム」では乳児を持つ親同士の交流の場となっており、参加後に保健センターを利用するなど身近な相談の場ともなっています。

このような中、本計画策定にあたって実施したニーズ調査では、その自由回答において、「未就学児のサークル活動が週1回くらいで、もっとたくさんあるとよい」「子どもが小学校に入ってしまうと親同士の関わりが少なくなるので、気軽に親たちが集まれる場があるとよい」「育児に関する情報など、希望者には郵送するサービスがほしい」等の意見が挙げられました。

今後も子育てに関する相談や交流の場の提供を通して、子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りや

すく、わかりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

また、地域の子育て支援拠点スタッフと母子保健に関わるスタッフ等が連携し、身近なところで家庭を見守る体制づくりを考えることも大切です。

【施策の方向】

保護者からの相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報等が、必要としている保護者等に的確に届くよう、様々なメディアを活用して情報提供を行っていきます。また、地域における子育て拠点となる児童センター、老幼の館等を整備・充実していくとともに、新たな建設・増築等に際しては、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	相談体制の充実 〈子育て支援課・児童青少年課・健康増進課〉	保護者の育児不安に対応する相談体制の充実を図ります。
②	子育て総合情報冊子の作成 〈子育て支援課〉	各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。 また、ホームページにも情報を掲載します。
③	ホームページの活用 〈子育て支援課〉	ホームページを活用して子育て中の親が、不安や孤立感等を解消できるようにします。
④	地域子育て支援拠点事業の実施 〈子育て支援課〉	子育て支援センター及び各保育園での地域子育て支援センターを充実し、子育て中の保護者の相談や気軽に集うことができる場を提供します。 ⇒【目標事業量設定】
⑤	育児サークルへの支援 〈子育て支援課〉	市民による自発的な育児サークルが活発化するように、活動場所や情報提供等の支援をします。

⑥	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携の強化 〈社会福祉課・子育て支援課・児童青少年課〉	民生委員・児童委員、主任児童委員とより一層の連携を図り、子育て支援を推進します。
⑦	地域における子育て支援の拠点としての児童センター・老幼の館の機能拡充 〈子育て支援課・児童センター・老幼の館〉	地域における子育て支援の拠点として児童センター・老幼の館の機能を整備・充実していきます。新たな建設・増築等に際しては、ユニバーサルデザインに配慮し、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。

(5) 施策－5 幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成

【現況と課題】

本市では、児童手当や児童扶養手当等の支給のほか、医療費の助成や幼稚園への就園に対する支援等の経済的な支援を行っています。

今後も子育てにおける保護者の経済的な負担を軽減するため、支援に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

幼稚園就園奨励費補助金の支給、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成などにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	幼稚園就園奨励事業等の実施 〈学務課〉	市内の私立幼稚園に対し、振興事業補助金を交付することにより、幼稚園の振興を図ります。 また、幼稚園就園奨励事業を実施することで、市内在住の園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。
②	児童手当、医療費等の助成 〈児童青少年課〉	児童手当、医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

第2節 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

(1) 施策－1 妊婦に対する相談・支援の充実

【現況と課題】

妊娠期にあたる家庭に対して、妊婦訪問やマタニティクラスの実施、母子健康手帳の交付を通じて支援を行っています。

妊娠届出のあった方に妊娠から出産・育児まで一貫した健康記録として母子健康手帳を交付しており、これは母子保健との最初のコンタクトとなることから、その際最新の育児情報の提供や事業の周知を行っています。本市においては、早期の届出率は上昇しており、今後も早期届出に向けた啓発に努めることが重要と考えられます。

また、妊娠届出者や電話等での希望、若年妊婦、届出週数が遅い方などに対しては必要に応じて訪問し、安心して出産・育児に臨めるよう支援するとともに、マタニティクラスにおいて、妊娠中の健康管理に関する講義や個別相談などの実施により、正しい知識の習得と不安の軽減に努めています。マタニティクラスでは日曜日の開催をするなど、参加しやすい状況づくりを進めてきたことから、現在では母親だけでなく父親の参加も増えてきています。

今後は働いているなどの理由で訪問が出来ない場合やマタニティクラスに参加していないなど、状況の把握が困難な家庭に対してどのように支援をしていくかが課題と考えています。

【施策の方向】

妊婦及び父親が安心して、そして安全に出産を迎えられるように相談・指導体制等を充実させます。妊婦や父親に対しては、母子健康手帳の交付やマタニティクラスなど親になる自覚と学習の場を提供します。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	妊婦訪問の実施 〈健康増進課〉	不安のある妊婦や健康上、指導の必要性のある妊婦などに対し、訪問による指導を実施し安心して出産ができるよう支援します。

②	マタニティクラスの充実 〈健康増進課〉	マタニティクラスにおいて、喫煙・飲酒・運動等妊娠中の健康管理に関する講義を開催します。
③	母子健康手帳の交付 〈健康増進課〉	母子健康手帳の交付により、母子の健康状態の記録及び活用を促進します。

(2) 施策－2 母子保健相談・健診・指導の充実

【現況と課題】

乳幼児期にあたる家庭に対しては、各種相談・指導、健康診査を通じて支援を行っています。

生後4か月までの家庭に対しては全戸訪問を行うことにより、母子の健康の保持増進と育児不安への早期対応による育児支援を行っています。生後4か月の乳児に対しては、4か月児乳児相談を実施し、その成長・発達の状態の観察と保健指導を実施しており、生後8か月の乳児に対しては「もぐもぐ教室」を実施することにより、成長に応じた適切な栄養・口腔衛生指導に努めています。

健康診査については、1歳6か月児と3歳児を対象に実施しており、その受診率は8割から9割を超えているものの、今後も引き続き受診率100%を目指し、未受診者に対する訪問や電話等による状況把握に努めます。

このほか、広報やホームページ等を活用して母子保健に関する情報提供を行うことにより母子の健康増進に努めています。

【施策の方向】

母子保健の充実のため、母子保健相談・健診・指導等を実施します。また、育児不安や育児困難感を抱えていたり、孤立している保護者に対する相談等の支援に努めていきます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	乳幼児健康診査の充実 〈健康増進課〉	乳幼児健診の充実を図ります。
②	乳幼児相談・指導の充実 〈健康増進課〉	乳幼児相談及び指導の充実を図ります。

③	訪問指導の充実 〈健康増進課〉	乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問等の家庭訪問による保健指導を充実させます。
④	母子保健に関する情報提供 〈健康増進課〉	こうほう佐倉、市ホームページ、CATV を活用し、母子保健に関する情報提供を拡充させます。
⑤	予防接種事業の周知 〈健康増進課〉	予防接種に関する正しい知識の普及と予防接種の勧奨を行います。

(3) 施策－3 安心できる医療の整備・充実

【現況と課題】

小児救急医療については、年中無休での対応が求められることから、佐倉市健康管理センター内の印旛市郡小児初期急病診療所において、毎夜間の午後7時から翌朝6時まで、日曜日、祝祭日、年末年始はさらに午前9時から午後5時までを診療時間として診療を行っています。また、症状が重い場合や入院が必要な際は、輪番制で2次救急を担当する各病院に紹介、搬送を行い対応しています。

このような医療機関情報については、子育て情報誌「佐倉っ子・子育てナビ」や佐倉市ホームページ、健康カレンダーに掲載しており、引き続き一層の周知に努めます。

【施策の方向】

子どもを持つ親からの要望も高い、小児初期急病診療所や第2次救急医療体制の充実及び周知を図ります。

	主要事業 〈推進主体〉	内 容
①	小児初期急病診療所、第2次救急医療体制の充実及び周知 〈健康増進課〉	医師会・医療機関と連携を図り、小児初期急病診療所や第2次救急医療体制の充実を図ります。
②	医療情報提供の充実 〈子育て支援課・健康増進課〉	保健・医療等の情報を含めた子育て総合情報冊子の作成により、医療機関についての情報提供を進めます。

(5) 施策－5 子どもの健康・体力づくり

【現況と課題】

本市では子どもの健康・体力づくりに向けて、各種情報誌の発行、ホームページを通じて情報の提供に努めており、幼児から小中学生向けの情報を集めた情報誌「さくらあそび場百科事典」では子ども向けの行事や、遊び場に関する情報を紹介しています。

また、子どもを含め市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、小・中学校の体育館や小学校の校庭を開放しています。

【施策の方向】

情報の提供、意識啓発、具体的な支援策の実施により、子どもの健康・体力づくりを推進していきます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	子どもの健康・体力づくりに関する情報の提供 〈子育て支援課・児童青少年課・生涯スポーツ課・社会教育課〉	幼児を持つ保護者に対する、身体を使った遊びや、戸外で安心して学び遊べる場所、スポーツサークル等についての情報を提供します。
②	学校開放等の実施 〈社会教育課〉	学校開放等により、子どもが身体を動かす機会を拡充します。

(6) 施策－6 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、心身の発達のアンバランスなどから不安定になる時期であるといえます。このような時期における人工妊娠中絶や性行動にかかわる問題や、薬物の乱用、喫煙、飲酒などの問題は将来に至るまで大きく影響を及ぼすものと考えられます。

本市においては、保育園や幼稚園での職場体験や家庭科の授業などを通して育児に関する学習や乳幼児とふれ合う機会を設けることにより、育児を実感として捉えることを通して命の大切さや思いやりの心の育成を図っています。そして、地域交流の大切さについて普及啓発するなどにより、育児に関する肯定感ひいては自己肯定感を高めていくことが重要と考えています。また、理科や保健体育の授業、助産師等を講師とした性教育の実施により、性に対する正しい知識を普及するとともに、喫煙・飲酒・薬物等

の問題について、その害を広報に掲載するなどの情報提供や警察、保健所等と連携した薬物乱用防止教室を開催するなど、予防に努めています。

【施策の方向】

次代の親づくりという視点から思春期保健対策を充実させていきます。特に喫煙、飲酒、薬物等により、健康等を大きく損なうことがないように支援していきます。また、生命や性に関する教育を様々な世代を対象に実施することにより、子育ての喜びと責任を感じることでできる環境を整えます。また、母子保健事業の中で親子の結びつき、生命の大切さ等思春期保健を視野に入れた指導を行います。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	次代の親づくり 〈指導課・社会教育課・児童青少年課・健康増進課〉	育児に対する関心・知識等を高めるために、中学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。また、各学校が必要に応じて、健康増進課、保健所等の協力を得て、子育てに関する教育の推進を図ります。その他、「心の健康教育」の一環としての、思春期からの父性教育の実施を図ります。
②	喫煙、飲酒、薬物等に関する意識啓発 〈指導課・健康増進課〉	思春期における喫煙・飲酒・薬物等の害についての教育の継続的な実施とチラシ、ポスター等による意識啓発を実施します。
③	学校における性の教育・相談体制の充実 〈指導課〉	各学校において性教育を充実させます。同時に、スクールカウンセラー、養護教諭を中心とした相談体制の充実を図ります。 また、教育現場と保健行政それぞれが抱えている課題を共有できる体制の整備を図ります。その他、学校と家庭の連携強化にも努めます。

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 施策－1 多様な体験活動と地域活動の充実

【現況と課題】

本市では、豊かな自然環境を活用した自然体験や学校等における芸術・文化体験、また、ニュースポーツまつりやスポーツフェスティバル等スポーツの機会を提供することにより、子どもたちが多くの人々とかわり、人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育ていける環境づくりに努めています。

【施策の方向】

子どもたちが、自然、歴史、文化、芸術、スポーツ、ボランティアなどの体験を通して、自らの興味や可能性を発見したり、人生の楽しみを知ったりすることができるよう、地域の人的及び物的資源を最大限に活用しつつ、誰でも参加しやすい多様な活動の機会や場を整備していきます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	芸術・文化体験の機会の拡大 〈文化課・音楽ホール・美術館〉	質の高い音楽・演劇・美術等を鑑賞するとともに、子ども自らがそれらの芸術を楽しんで実践できる機会を設けます。その時に、既存の美術館・音楽ホールや地域における人材の有効活用を図ります。
②	スポーツ、自然体験等の活動の活発化 〈公民館・児童青少年課・生涯スポーツ課〉	本市に存在する貴重な緑等を活用した各種の自然体験活動や各種スポーツ活動を充実させます。これらの活動を通して子どもの生きる力や健康の増進等も図っていきます。
③	文化財を活用した歴史体験事業の充実 〈文化課〉	本市に存在する文化財や博物館等を活用して、様々な歴史体験事業の拡充を図ります。
④	児童センター、公民館、図書館等での活動の活発化 〈子育て支援課・社会教育課・公民館・図書館〉	子どもたちに身近な児童センター、公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できる様々な活動を開催します。

⑤	児童交流事業の活発化 〈文化課〉	子どもたちの国際感覚を養うため、外国との交流事業の充実を進めます。
⑥	子ども会活動の活発化 〈児童青少年課〉	子ども会活動の活発化により、地域の異なる世代の人々との交流や結びつきを強めていきます。
⑦	子どもの社会参加の促進 〈企画政策課〉	子どもたちのまちづくりへの参加を進めます。

(2) 施策－2 世代間交流の推進

【現況と課題】

核家族化の進行は世代間の交流を疎遠なものとし、それに伴い、子どもが地域の大人やお年寄りから知識や経験を学ぶ機会も減少しているものと考えられます。

本市では、高齢者クラブや佐倉市民カレッジのイベントを通して保育園児と高齢者の交流が行われています。また、保育園や児童センター、老幼の館においては中学生や高校生のボランティアの受入れを行うなど乳幼児と中学生、高校生が交流を図れるよう努めているほか、子育て支援センター等において子どもと大人が地域での交流を図るために異世代間ふれあい事業を実施しています。

子どもが地域の大人やお年寄りとの交流を通じて様々な知識や経験、文化、人と人のかかわりの大切さや思いやりなどを身に付けることができるよう、今後とも一層の世代間交流を図れるよう支援していく必要があります。

【施策の方向】

多様な体験活動と地域活動といった様々な機会を活用して異なる世代間交流を促進します。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出 〈子育て支援課〉	保育園等において、高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出を図ります。
②	ふれあい体験等の推進 〈子育て支援課・社会教育課・指導課〉	中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進めます。

(3) 施策－3 ゆとりある教育の推進

【現況と課題】

就学前の幼児期は心身の発達が著しく、人格の基礎が形成される時期であるため、この時期における教育は重要と考えられます。本市では、保育園と幼稚園との交流保育を実施することで、集団保育の中で、遊びを通した幼児教育を実践するとともに、同じ地域に住んでいる子どもたちが小学校への期待を広げられるよう努めています。

義務教育においては、子どもが「生きる力」を身に付けられることが必要であり、そのため、「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」をバランスよく育成することが重要となります。本市では、地域の自然環境や武家屋敷等を生かした体験学習や農業体験などにより様々な学習機会の提供に努めています。

今後も次代の担い手である子どもが心身ともに健やかに成長できるよう教育環境の整備に努める必要があります。

【施策の方向】

保育園・幼稚園と小学校との連携を強化しながら今後のニーズに合わせた就学前教育の充実を図ります。

また学校では、本市の特色を生かした教育内容の充実と施設・設備の整備を図るとともに、不登校やいじめに適切に対応できる相談・指導体制の充実を進めます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	就学前教育の充実 〈子育て支援課・指導課〉	集団保育の中での学習や遊び体験が十分行えるよう保育園の保育内容の充実を図ります。幼稚園では、預かり保育の実施を検討します。また、幼保一元化を踏まえたカリキュラムを研究します。
②	保育園・幼稚園と小学校の連携 〈子育て支援課・指導課〉	保育園・幼稚園と小学校との交流を図り、連携を強化します。
③	障害児教育の充実 〈指導課〉	障害のある子どものための教育機会をさらに充実させます。

④	外部人材の活用 〈指導課〉	地域に開かれた学校を目指し、各分野の経験やノウハウを持った方を講師として招くなど外部人材の活用を図ります。
⑤	相談・指導体制の充実 〈子育て支援課・児童青少年課・指導課〉	施設と地域が子どもの成長を見守っていけるよう、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、不登校やいじめ等の様々な問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図ります。
⑥	施設・設備の整備 〈子育て支援課・教育総務課〉	安全でゆとりある教育が実施できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、保育園、幼稚園、学校等の施設の整備・充実を図ります。

(4) 施策－4 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充

【現況と課題】

中学生、高校生等の次代を担う若い世代が、子どもを産むことや育てることの意義を理解し、将来、親となることへの意識付けを行っていくことや子どもを産み育てたいという気持ちを育てていくことが必要だと考えられます。

本市ではこうした次代の親づくりの取組として、保育園、児童センター、老幼の館において職場体験やボランティアの受入れを行うことで、世代間交流を図るとともに、乳幼児とのふれあいにより、子育ての大変さや乳幼児を慈しむ気持ちの醸成を図っています。また、中学校や高校においては、家庭科や総合学習の時間を中心に子育てに関する知識の習得や幼児教育、家庭教育に関する関心・意欲の向上を図っています。

【施策の方向】

次代の親となる中高生が、子育ての楽しさや大切さを理解する機会を持てるよう、中高生と保育園児、幼稚園児、小学生等の交流の機会等を拡充します。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	中学生等と子どもとのふれあいの 機会の創出 〈子育て支援課・社会教育課・指 導課〉	中学生や高校生を対象とした乳幼 児とのふれあい体験の実施等を進 めます。
②	子育てに関する教育の推進 〈指導課〉	各学校が必要に応じて、保健所、 健康増進課等の協力を得て、子育 てに関する教育の推進を図りま す。

(5) 施策－5 家庭教育力の向上

⋮ **【現況と課題】**

本市では、家庭教育講座の開催や家庭教育手帳の配布により、
家庭の教育力の向上に努めています。

今後も、保護者が子どものしつけや教育に自信が持てるよう、
家庭教育に関する学習機会を充実させていくことが重要と考え
られます。

⋮ **【施策の方向】**

教育の出発点である家庭の教育力が重要であることから、家庭
教育力の向上を図るための支援を進めます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	家庭の教育力の向上 〈社会教育課〉	子どもの発達段階に応じ、家庭教 育の意義と役割を保護者自身が学 習する機会を設けるとともに、家 庭教育手帳のデータを提供しま す。また、民間の人材や社会資源 を活用した家庭教育事業を進めま す。

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 施策－1 子どもと外出しやすい環境の整備

【現況と課題】

子育て家庭が安心・安全に生活していくためには、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備や外出先でも安心して授乳やおむつ交換などができるスペースの確保など公共施設の整備が必要です。

本市では子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、信号機や標識などの交通安全施設の整備について、関係機関に要請するとともに、市道において道路改良、歩道整備をすることにより、通行の安全性、特に通勤・通学における歩行者の安全性の向上に努めてきました。

しかし、本計画策定にあたって実施したニーズ調査では、その自由回答において、「佐倉市には歩道があるところが少なく、道はガタガタ」「保健センターの子育て支援サービスや催し物に参加したくても交通の便が悪くて会場に行けない」等の意見が挙げられました。

今後も道路交通環境の向上に努めるとともに、公共施設などにおける授乳やおむつ交換等のための施設整備と授乳等のスペースの所在等の周知を図ることにより、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。

【施策の方向】

子どもや妊産婦、親子連れが、交通の安全性に不安を感じたり、段差等に負担を感じることなく外出できるように、ユニバーサルデザインに配慮し歩道の設置・拡幅、道路・階段等の整備を進めます。また、公共施設等における設備の改善、体制の整備等を図ります。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	道路の安全性と快適性の向上 〈交通防災課・道路管理課・道路建設課〉	都市計画道路、既存幹線道路、通学路の歩道整備を進めるとともに、交通安全施設の設置を進め、利便性・安全性等、道路交通環境の向上を図ります。
②	利用しやすい公共施設等の整備 〈企画政策課・社会福祉課・管財課〉	公共施設、公共交通機関におけるエレベーター、授乳室、ベビーコーナー等の設置により、子育て世帯が安心して社会参加できるまちづくりを進めます。その他、施設整備にあっては、ユニバーサルデザインに配慮し、子どもに目が行き届く配置等の工夫をします。

(2) 施策－2 子どもが安心して遊べる環境の整備

【現況と課題】

子どもたちが近所で安心して外遊びができるよう、安全な遊び場が整備されていることが重要と考えられます。

そのため、本市では市内の公園において老朽化している施設の修繕等を実施し、安心・安全な公園として整備を推進しています。

また、本市の豊かな自然を生かし、自然とふれあう機会を確保するとともに、佐倉草ぶえの丘における収穫体験等による子どもの健全育成の機会の充実に努めています。

そのほか、学校の余裕教室等の開放や児童センター、老幼の館において遊びのボランティアの募集、育成を行うなど、子どもが安心して、安全に遊べるための取組に努めています。

【施策の方向】

身近な公園、広場、緑地、学童農園等の外遊び環境の整備を進めます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	公園・広場・緑地・学童農園の整備等 〈都市計画課・公園緑地課・農政課〉	子どもたちが、近所で気軽に外遊び等ができるように、身近な公園、広場、緑地の整備・再整備を進めます。 また、学童農園佐倉草ぶえの丘についても、子どもの健全育成を図るためさらなる充実に努めます。
②	公園・緑地の維持管理体制の充実 〈公園緑地課〉	安全で快適に利用できるよう公園・緑地の維持管理体制の充実を図ります。街区公園は、より多くの住民参加による維持管理体制の啓発とその定着を図ります。
③	学校施設を使った遊び場の拡充 〈指導課・社会教育課〉	体育館や校庭等、学校施設の開放を進めるとともに、余裕教室の活用を図ります。
④	遊びの指導者の発掘・育成 〈子育て支援課〉	子どもたちが、安全に外遊びができるように支援する遊びの指導者等の発掘・育成を進めます。
⑤	自然環境の保全 〈環境保全課〉	本市の豊かな自然環境を体験して、子どもたちが成長していけるように、必要な自然環境の維持保全を図ります。
⑥	子育て総合情報冊子の作成 〈子育て支援課〉	各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。 また、ホームページにも情報を掲載します。

第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 施策－1 家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成

【現況と課題】

家庭における子育ては夫婦それぞれが担うものであり、ともに協力して子育てや家事を行っていくことが重要です。この点、男性の子育てや家事にかける時間は以前より増えてきてはいるものも、依然として女性に比べて少ないのが現状と考えられます。

本市では、男女平等参画講演会やさくらフェスタ、男女平等参画セミナー等の開催や情報誌の発行を通して市民に対する男女平等参画意識の浸透を図るとともに、男性がより一層子育てに対して自覚を持てるよう、男性も参加しやすい日曜日にマタニティクラスの開催日を設け、夫婦が妊娠から出産後の子育てについてそれぞれの役割や協力を考える機会とするなど、夫婦共同による子育て意識の醸成に努めています。

【施策の方向】

固定的な性別による役割分担意識にとらわれずに、家庭、地域、職場等の様々な場において、子育ては男女が協力し合って行うものである、子育ては男性にとっても大きな喜びとなる等の意識の醸成を図ります。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 〈自治人権推進課・子育て支援課〉	家庭、地域、職場等において、男女平等参画意識の浸透が図れるよう努めます。講座、講演会等の開催やリーフレットの作成、また、男女平等参画推進センターにおいて、情報や学習機会の提供に努めます。
②	マタニティクラスにおける父親の意識啓発 〈健康増進課〉	マタニティクラスにおいて、父親の育児への積極的な参加など、夫婦共同による、子育ての意識普及に努めます。

(2) 施策一 2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実

【現況と課題】

国が進める「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が、子育ての支援策の柱となっています。

これまでの働き方の見直し、子育てしながら働いている人への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての人が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、市民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。

また、男女問わず仕事と子育てを両立するには、育児休業をはじめとした様々な制度の活用が有効であるものの、依然として男性の取得者が少ないことや、事業所によっては制度が十分活用されていない場合もあります。本計画策定にあたって実施したニーズ調査でも、その自由回答において、「父親の育児休業が気軽に取れる状況ではない。もっとそれについて大きく取り上げてほしい」「事業主の理解促進等、子育て中の母親が働ける環境を整備してほしい」等の意見が挙げられています。

男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりや育児休業後に円滑に職場復帰できる環境づくりなどに向けた啓発なども重要と考えられます。

そのほか、ミレニアムセンター佐倉に設置している地域職業相談室では、求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行い就職の支援に取り組んでいます。今後も出産・育児等によりいったん仕事を辞めた女性や就労を希望する子育て中の女性等に対する支援にも努める必要があります。

【施策の方向】

関係機関、民間企業等に子育て支援体制充実の必要性の理解と協力を求め、産休、育児休業、労働時間の短縮など、仕事と子育てが両立できる就業環境を目指し啓発を進めます。また、出産や子育てのために退職した女性が再就職するための支援を行います。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 〈自治人権推進課・子育て支援課・商工観光課〉	市内の企業・事業者に、子育て支援体制充実の必要性について啓発を図ります。また、育児休業制度等の周知やパートタイム労働者等への関係法規等の学習会を開催します。
②	再就職の支援 〈商工観光課〉	出産・育児等によりいったん仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、地域職業相談室等を活用し、女性の再就職を支援します。

第6節 子ども等の安全の確保

(1) 施策－1 犯罪防止策の推進

【現況と課題】

子どもを対象とした犯罪を未然に防止するため、日常生活における防犯の取組が重要になります。

本市では、自治会や自主防犯活動団体に対する腕章やタスキ、誘導灯、拍子木などの防犯資器材の貸出により、地域における自主的な防犯活動を支援するとともに、市内の防犯指導員を対象とした防犯研修会の実施により、警察などの専門的アドバイスを聞く機会を提供しています。また、各小・中学校においては、避難訓練時の不審者対応訓練や、朝の会や帰りの会等において不審者の情報を知らせることにより安全に対する指導を行っています。子どもたちの安全を地域の方々やボランティアの方々、保護者の方々と一緒に守っていくアイアイプロジェクトに基づく防犯体制が市全域に浸透しており、今後とも地域での見守りを推進していくことが重要となります。

【施策の方向】

地域における防犯体制の充実等の犯罪防止策を推進します。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	地域での見守り体制の構築 〈自治人権推進課・指導課・学務課〉	地域の人々が、登下校中や遊んでいる子どもの安全に注意を払えるよう、啓発等を図っていきます。
②	犯罪への対処方法の教育 〈指導課〉	犯罪等に対する基本的な対処方法を子どもに伝え、犯罪に対する知識及び意識の向上を図ります。

(2) 施策－2 いじめ対策の充実

【現況と課題】

本市では、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるという認識のもと、各小・中学校において、定期的に教育相談を行うとともに、各中学校にはスクールカウンセラーを配置し、いじめをはじめとした問題の発生予防と早期発見・早期対応に努めています。そのほか、佐倉市適応指導教室やヤングプラザ内の佐倉市教育電話相談室においては、いじめや不登校などに対する相談や支援活動を実施し、問題の解決に努めています。

【施策の方向】

いじめにより子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないように、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	関係者の連携の強化 〈指導課〉	地域全体で協力して子どもの成長を見守っていけるよう、学校・家庭・地域との連携を強めるとともに、いじめや不登校等の問題に対応するため、相談・指導体制を整備・充実します。
②	学校教育相談員等による相談の実施 〈指導課〉	学校教育相談員等による来所相談や電話相談への対応を実施します。

(3) 施策－3 交通安全教育の推進

【現況と課題】

交通事故から子どもを守るためには、市民全体が交通安全に関する正しい認識を持たなければなりません。

本市では、保育園において年齢に合わせた交通安全指導を実施しているほか、佐倉警察署員、交通安全ボランティア、交通安全協会等の協力のもと幼稚園、小学校、中学校において交通安全移動教室を開催し、道路の安全な渡り方、自転車の正しい乗り方等の指導を行い、子どもの交通安全に対する意識の向上に努めています。また、学校便りや保護者会を通して保護者に対して啓発を行っているほか、毎月実施している街頭啓発活動や年4回の交通安全運動期間における啓発などの継続的な活動を通して、交通安全に関する市民の意識の向上にも努めています。このような結果、交通安全指導に協力的な保護者や地域のボランティアによる支援が増えていることから、今後も引き続き、市民の意識の向上に向けた取組を行っていくことが重要と考えられます。

【施策の方向】

保育園や幼稚園、学校において交通安全教育を実施するとともに、様々な機会を通じて市民に向けた情報提供や啓発を行います。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	交通安全教育の実施 〈交通防災課・子育て支援課・指導課〉	子どもが道路等でできるだけ交通安全に注意を払って行動できるように、警察等の協力のもと保育園や幼稚園、小・中学校で交通安全教育を実施します。
②	親に対する啓発・情報提供 〈交通防災課・指導課〉	子どもを交通事故から守るための情報提供や啓発を様々な機会を通じて実施します。また、チャイルドシート着用等乳幼児の安全のための情報も提供していきます。

第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 施策－1 児童虐待の防止

【現況と課題】

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大変な影響を及ぼすことから、発生の予防とともに早期の発見、対応が図られなければなりません。

本市では、平成17年度から家庭児童相談を専門に担当する班を設置し、児童虐待に関するケースの情報の一元化や進行管理等、また、児童虐待防止の総合相談窓口として対応しています。平成19年には佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童相談所や警察署、医療機関、学校、保育園など行政や関係機関と連携したネットワークによる児童の安全確認と家庭への支援を行っています。

このほか、市民を対象に児童相談・児童虐待の通告先をホームページや毎月広報に掲載するとともに、パンフレットやリーフレットの作成、配布を通して周知に努めています。

【施策の方向】

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、虐待ハイリスク妊産婦を含む子育て家庭への養育支援訪問事業を実施し虐待予防に努めます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	児童虐待防止対策の充実 〈自治人権推進課・児童青少年課・健康増進課・指導課〉	関係機関によるネットワークの活動を強化し、児童虐待の予防・発見・フォローアップ体制づくりを行います。
②	養育支援の充実 〈児童青少年課・健康増進課〉	乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門的知識や経験を有する者が訪問し、養育に関する相談及び指導を行い、養育支援の充実に努めます。

③	市民への啓発 〈自治人権推進課・児童青少年課〉	こうほう佐倉、市ホームページ、CATV、ポスター等に加え、講演会等を開催し、虐待防止についての啓発や相談先・連絡先の周知に努めます。
④	民生委員・児童委員等への研修の充実 〈社会福祉課・児童青少年課〉	民生委員・児童委員、主任児童委員等に虐待予防やその早期発見を踏まえた研修を設け、さらなる知識の修得を図ります。
⑤	家庭児童相談室の体制強化 〈児童青少年課〉	児童青少年課内の家庭児童相談室の充実を図り相談体制を強化します。

(2) 施策－2 ひとり親家庭への支援

【現況と課題】

近年、離婚の増加等に伴い、ひとり親家庭が増加の傾向にあります。本市ではひとり親家庭自立支援員を設置し、経済的、社会的、精神的に不安定な状況におかれやすいひとり親家庭に対し、その自立に必要な情報提供及び支援を行っています。

今後もこうした家庭が安心して暮らせるよう、経済面での支援とともに相談への対応や助言・指導、交流の場や機会の確保等による精神面での支援を行っていく必要があります。

【施策の方向】

ひとり親家庭の生活の安定と自立に必要な情報提供や就労に対する相談等を進め、ひとり親家庭の自立に向けた支援を進めます。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	ひとり親家庭自立支援員の設置 〈児童青少年課〉	ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩み事の相談窓口を充実させ、自立に必要な情報を提供します。

②	ひとり親家庭等日常生活支援事業 〈児童青少年課〉	ひとり親家庭の方が、自立促進に必要な活動をする場合などにおいて、一時的に家庭生活支援員を配置し、人的支援をします。
③	自立支援教育訓練給付金事業 〈児童青少年課〉	ひとり親の職業能力を高めていく取組を経済的に支援します。
④	ひとり親家庭等医療費等助成事業・児童扶養手当支給事業 〈児童青少年課〉	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
⑤	民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化 〈児童青少年課〉	民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化により、ひとり親家庭へのよりの確な支援を実施していきます。
⑥	交流の場の拡充 〈児童青少年課〉	ひとり親家庭の交流の場を拡充し、精神的な支援を充実させます。
⑦	入学就職祝金の支給 〈児童青少年課〉	入学就職祝金を継続し、ひとり親家庭を応援するメッセージとします。

(3) 施策－3 障害児への支援の充実

【現況と課題】

すくすく発達相談や健診等を通じて障害の早期発見に努めています。また、障害のある子どもが地域でともに生活していけるよう、保育園への受入れを行っています。

本計画策定にあたって実施したニーズ調査では、その自由回答において、「障害のある子どもへの支援サービスをもっと充実させてほしい」「サービスなどの情報があまり伝わってこない」等の意見が挙げられています。

今後も医療機関や療育機関等関係機関との連携のもと、相談支援や生活支援などのサービスの一層の充実に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図るとともに、ホームヘルパーなどによる生活の支援や社会参加の促進を図ります。

	主要事業〈推進主体〉	内 容
①	相談・指導・訓練体制の充実 〈障害福祉課・子育て支援課・健康増進課〉	身体障害・知的障害等、障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を関係機関の連携により図ります。
②	生活支援の充実 〈障害福祉課〉	心身に障害のある子どものいる家庭で、一時的に介護ができないときのショートステイ、ホームヘルパーの利用に対し、介護給付費等を支給することにより、介護者の負担の軽減と生活支援を図ります。
③	関係機関の連携強化 〈障害福祉課・子育て支援課・健康増進課〉	児童デイサービス事業所、健康増進課、医療機関、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会等の連携を強化し、子どもの成長に伴った指導・訓練が円滑に進められるように図ります。
④	心身障害者等についての意識の啓発 〈障害福祉課・子育て支援課・指導課〉	講演会等の充実により、子どもたちが心身障害等に対する理解を深め、障害のある人と障害のない人がともに生活を送り、ともに生きる社会をつくっていけるよう意識の啓発を進めます。
⑤	社会参加の促進 〈障害福祉課・子育て支援課・指導課〉	研修会の開催、地域生活支援事業の利用により、外出がより気軽にできるようにします。また、保育園、小学校等へ障害の程度に応じて、子どもができる限り参加できるようにし、社会参加を促進します。

第2章

目標事業量

第1節 将来人口の推計

(1) 人口の推計にあたって

※コーホート変化率法

「コーホート」は、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団を指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

本計画では、将来の子どもの人口を推計することによって、ニーズ量を算出することが求められている事業があることから、計画期間である平成22年度から平成26年度における将来人口の推計をコーホート変化率法※によって行いました。

本推計は、住民基本台帳の実績人口に外国人登録者を按分して加えた人口に基づき行いました。

(2) 子どもの人口の推計

本市の将来の子どもの人口を推計した結果は下表のとおりです。平成21年から平成26年にかけて、子どもの人口の減少が予想されます。

【各歳別・男女別子どもの人口】

(単位：人)

	平成21年4月1日 実績			平成26年4月1日 推計値		
	合計	男	女	合計	男	女
0歳	1,216	617	599	1,109	575	534
1歳	1,368	707	661	1,223	630	593
2歳	1,336	698	638	1,301	675	626
3歳	1,315	674	641	1,365	707	658
4歳	1,455	753	702	1,436	745	691
5歳	1,459	757	702	1,419	715	704
就学前乳幼児	8,149	4,206	3,943	7,853	4,047	3,806
6歳	1,474	745	729	1,519	779	740
7歳	1,526	795	731	1,451	754	697
8歳	1,520	798	722	1,410	721	689
小学校低学年児童	4,520	2,338	2,182	4,380	2,254	2,126
9歳	1,543	815	728	1,548	797	751
10歳	1,545	780	765	1,533	795	738
11歳	1,598	836	762	1,527	776	751
小学校高学年児童	4,686	2,431	2,255	4,608	2,368	2,240
12歳	1,609	784	825	1,576	817	759
13歳	1,539	763	776	1,571	822	749
14歳	1,687	891	796	1,577	833	744
中学生	4,835	2,438	2,397	4,724	2,472	2,252
15歳	1,590	815	775	1,580	797	783
16歳	1,715	860	855	1,629	852	777
17歳	1,718	894	824	1,637	797	840
高校生等	5,023	2,569	2,454	4,846	2,446	2,400
合計	27,213	13,982	13,231	26,411	13,587	12,824

第2節 推計ニーズ量と目標事業量

(1) 推計ニーズ量

本計画では、国より全国共通に、市区町村単位で目標を設定することが求められている事業があります。目標の設定は、事業のニーズ量を把握した上で行う必要があり、その算出には、策定にあたって実施した「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」の結果を使用します。この調査は国から示された設問が中心であり、全国共通の方法によって算出したニーズの発生率と、推計した将来の子どもの人口から、今後のニーズ量を算出します。

調査の結果からニーズ量を推計すべき事業について、本計画最終年度である平成26年度のニーズ量を示すと下表のとおりとなります。

【平成26年度推計ニーズ量】

事業名	平成21年3月31日現在実績	推計ニーズ量(平成26年度)
通常保育事業	1,523人 (平成21年5月1日現在)	2,822人
	3歳未満児 617人	3歳未満児 1,274人
	3歳以上児 906人	3歳以上児 1,548人
延長保育事業	20時まで(5園)	2,175人/日 (20時までのニーズ)
休日保育事業	0人	1,103人/日
病児・病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり事業)	0人	84人/日 (年間25,064人、300日開所として算出、小数第一位を四捨五入)
放課後児童健全育成事業	1,295人(28か所) (平成21年6月1日現在)	1,656人
一時預かり事業	5か所 (300日開所、30人定員と仮置きして年間45,000人)	393人/日 (年間118,044人、300日開所として算出、小数第一位を四捨五入)

(2) 目標事業量の設定

本計画では、推計ニーズ量等を踏まえ、最終年度である平成26年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量(数値目標)を以下のように定め、推進します。

【後期計画目標事業量】

事業名	事業内容	
	平成22年3月31日現在実績	目標事業量(平成22年度～26年度)
通常保育事業 (認可保育園定数)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業	
	1,402人	1,800人
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業	
	20時まで (5園)	延長保育の充実(20時まで6園)
休日保育事業	保護者が仕事などのため、日曜日や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに保育園で預かる事業	
	0人	60人(2か所) (年末保育含む)
病児・病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり事業)	病気などで乳幼児を保育園、病院等において一時的に預かる事業	
	0人	3人(1か所)
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与える事業	
	1,295人 (28か所)	・学童保育所未整備小学校区(1学区)の解消 ・過密学童保育所の解消 ・全施設6年生までの受入れ
地域子育て支援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業	
	13か所 (うち、ひろば型2か所、センター型11か所)	17か所で実施 (うち、ひろば型6か所、センター型11か所)
一時預かり事業	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業	
	60人 (5か所)	90人(8か所)
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助をしたい人と援助を受けたい人を会員とする組織により、保育園までの送迎、保育園閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業	
	未実施	1か所で実施

資料

1 佐倉市次世代育成支援行動計画策定の経過

年月日	会議名称	概要
H21.6.1	佐倉市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会設置要綱制定	
H21.7.2	第1回佐倉市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画経緯・趣旨について ・今後の進め方について
H21.8.6	第2回佐倉市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画からの主な改正点について ・今後のとりまとめ方について
H21.8.25	第1回 佐倉市子育て支援推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市次世代育成支援行動計画（前期計画）進捗状況報告について ・佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）について（諮問）
H21.10.6	第2回 佐倉市子育て支援推進委員会	佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）について（審議） <ul style="list-style-type: none"> ・前回の主な議論の整理 ・佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）の一部追加について ・子育て支援推進委員からの意見・要望及び答申に向けての審議
H21.10.21	第3回 佐倉市子育て支援推進委員会	佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）について（答申） <ul style="list-style-type: none"> ・前回の主な議論の整理 ・佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）の一部追加について ・子育て支援推進委員からの意見・要望について ・佐倉市次世代育成支援行動計画後期計画の答申について
H21.10.23	第3回佐倉市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援推進委員からの意見・要望について ・佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）の一部追加について ・佐倉市次世代育成支援行動計画後期計画の答申について ・佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）の最終版の作成について
H21.11.11	第71回 政策調整会議	佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）について（付議） <ul style="list-style-type: none"> ・素案の内容決定、並びに市民意見公募手続きの実施について
H21.12.24	第72回 政策調整会議	佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）について（継続審議）
H22.1.25 ～ H22.2.8	パブリックコメント （原案公表、市民意見公募の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募期間 15日間
H22.3.30	パブリックコメント結果公表	意見 7名 52件
H22.3.31	計画策定	

2 佐倉市子育て支援推進委員会条例

平成十五年十二月二十六日
条例第四十七号

改正 平成一七年 三月二四日条例第一一号

(設置)

第一条 市における子育て支援の推進を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定により佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、市長の諮問に応じ、子育て支援の推進に関し必要な事項を調査し、審議するものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員二十四人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 市議会議員
- 二 学識経験者
- 三 医師又は歯科医師
- 四 民生委員・児童委員
- 五 主任児童委員
- 六 保育園の園長
- 七 幼稚園の園長
- 八 小学校又は中学校の校長
- 九 保育園、幼稚園、小学校又は中学校に在籍する者の保護者
- 十 市民
- 十一 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和五十四年佐倉市条例第十二号）に規定する佐倉市立児童センター又は佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例（平成三年佐倉市条例第二十八号）に規定する佐倉市立学童保育所の所長

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
(佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 2 佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和六十二年佐倉市条例第六号）の一部を次のように改正する。
第六条から第九条までを削り、第十条を第六条とする。

附 則（平成一七年三月二四日条例第一一号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則

平成十六年二月十三日

規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、佐倉市子育て支援推進委員会条例（平成十五年佐倉市条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第二条 条例第三条に規定する佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 条例第三条第一号に定める者 三人以内
- 二 条例第三条第二号に定める者 三人以内
- 三 条例第三条第三号に定める者 二人以内
- 四 条例第三条第四号に定める者 二人以内
- 五 条例第三条第五号に定める者 一人
- 六 条例第三条第六号に定める者 二人以内
- 七 条例第三条第七号に定める者 二人以内
- 八 条例第三条第八号に定める者 二人以内
- 九 条例第三条第九号に定める者 四人以内
- 十 条例第三条第十号に定める者 二人以内
- 十一 条例第三条第十一号に定める者 一人

(専門部会)

第三条 委員会は、専門的事項に関する調査研究のため、委員会の会議の決定により専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会の部会員は、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長各一人を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 7 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

4 佐倉市子育て支援推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
市議会議員	はむわら とうこ 萩原 陽子	佐倉市議会推薦
〃	ひらの ゆうこ 平野 裕子	佐倉市議会推薦
〃	かんだ とみつ 神田 徳光	佐倉市議会推薦
学識経験者	副委員長 おぎそ ひろし 小木 曾 宏	淑徳大学准教授
〃	委員長 くぼ みわこ 久保 美和子	千葉県保育協議会会長・千葉県保育協議会印旛支会長
〃	みやもと きよこ 宮本 清子	元佐倉市児童家庭課長
医師	あまもと やすいち 天本 安一	印旛市郡医師会佐倉地区医師会推薦
歯科医師	ひでしま きよし 秀島 潔	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦
民生委員・児童委員	いなむら たえこ 稲村 多恵子	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
〃	はちや まつえ 蜂谷 松江	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
主任児童委員	あかの あつし 岡野 敦	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
保育園の園長（公立）	あきば けいこ 秋葉 恵子	根郷保育園長
〃（私立）	よこやま ひでみ 横山 英実	みくに保育園長（私立保育園長会推薦）
幼稚園の園長（公立）	いしい よしひろ 石井 喜広	佐倉幼稚園長
〃（私立）	どう なおよ 工藤 尚代	千成幼稚園副園長（私立幼稚園会推薦）
小学校長	もりた たけのり 森田 武則	佐倉東小学校長（小学校・中学校校長会推薦）
中学校長	ひぐらし けん 日暮 健	志津中学校長（小学校・中学校校長会推薦）
保育園、幼稚園、小学校又は中学校の保護者	いずみ ともみ 泉 友美	公募
〃	かねだ じゅんこ 金田 純子	公募
〃	こいけ あけみ 小池 明美	公募
〃	なら ふきこ 奈良 扶規子	公募
市民	こが ちえこ 古賀 千恵子	公募
〃	とくが ゆみこ 徳永 由美子	公募
児童センター又は学童保育所長	きむら たけお 木村 武雄	志津児童センター所長

〔敬称略、区分ごとに五十音順〕

5 佐倉市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に先立ち、庁内関係各課の意見を調整するため、佐倉市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 前期行動計画における支援施策の評価、分析に関すること。
- (2) 後期行動計画における支援施策の素案策定に関すること。
- (3) その他検討会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は子育て支援課長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康こども部子育て支援課が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則（平成21年6月1日決裁21佐字第215号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、佐倉市次世代育成支援行動計画が公表された日をもって、その効力を失う。

別表

委員	企画政策部	企画政策課長が推薦する者
	市民部	交通防災課長が推薦する者
	福祉部	社会福祉課長が推薦する者
		障害福祉課長が推薦する者
	健康こども部	子育て支援課長及び子育て支援課長が推薦する者
		児童青少年課長が推薦する者
		健康増進課長が推薦する者
	経済環境部	商工観光課長が推薦する者
	都市部	公園緑地課長が推薦する者
	教育委員会事務局	指導課長が推薦する者
		社会教育課長が推薦する者

6 次世代育成支援対策推進法

(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

最終改正：平成二〇年一月二三日法律第八五号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十年十二月三日法律第八十五号 (一部未施行)

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針 (第七条)

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画 (第八条—第十一条)

第三節 一般事業主行動計画 (第十二条—第十八条)

第四節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第五節 次世代育成支援対策推進センター (第二十条)

第三章 次世代育成支援対策地域協議会 (第二十一条)

第四章 雑則 (第二十二條・第二十三條)

第五章 罰則 (第二十四条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規

定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則 （平成二〇年一二月三日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二條の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日
- 四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

- 2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置）

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

- 2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の届出に関する経過措置）

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

佐倉市次世代育成支援行動計画
(後期計画)

平成 22 年 3 月

編集 佐倉市健康子ども部子育て支援課
発行 佐 倉 市
〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
T E L 043-484-6139